

第七回 参議院厚生委員会會議錄第二十七号

公聴会

昭和二十五年四月十一日(火曜日)午前
十時三十八分開会

委員の異動

四月七日委員竹中七郎君辭任につき、
その補欠として谷口彌三郎君を議長に
おいて指名した。
四月八日委員小林勝馬君辭任につき、
その補欠として紅露みつ君を議長にお
いて指名した。

本日の會議に付した事件

○生活保護法案(内閣送付)

○委員長(塚本重蔵君) これより生活
保護法案につきまして厚生委員会の公
聴会を開きます。

公聴人の方に一言御挨拶申上げま
す。本日は我々厚生委員会の生活保護
法案審議に当りまして公聴会を開きま
したところ、公私何かと御多用の中を
お繰合せ下さいまして御公述下さいま
すことを厚く感謝いたします。尚一応
公述が全部済みしました後に、皆さん方
の御質疑を願うことにいたしたいと思
います。

最初に松本隆文君にお願いします。
○公聴人(松本隆文君) 本日お招きを
受けて、おこがましく参上いたし
ました。この方面の権威のお集りの中
で、一番に公聴人として意見発表の
御選定を頂きましたが、一向こういう
晴やかな場所で見聞を發表するより

な、そういう経験もないものでありま
すから、面はゆい盲蛇に怖じないとい
うような感じなんです。ございますが、実
は私の身寄りの者が段々保護法の温か
い手で御保護を頂いております。それ
でしばしば、そういう保護を受ける側
の意見も耳に入っております。関係上お伺
いたしまして、まあ保護を受けるよ
うな立場の希望と言いますか、多少の
愚見を述べさせていただきます。

先ず第一に、私は本法案に対して満
腔の敬意と賛意を表したいと存じま
す。昨日の読売紙上に椎名麟三という
方が「世相として人間・政治」と題し
ての寄稿の中に書かれておりましたこ
とが、私平素の所懐を代弁して下さつ
たように感じましたので、お読みにな
つておりました方が、その一節を讀ま
して頂きます。「このごろの新聞の社会
面には、余りに悲惨な報道が多すぎる
ようだ。殺人や自殺や心中が多すぎる
常茶飯事となつております。こういふよう
な茶飯事というのは少し極端な言い方
のようでございますが、事実それに近い
ものがあるのじやないかと私は感じて
おるのであります。何が故に然るや
というところの議論は暫く置きまし
て、現実がかくある以上は、必ずそれ
に應ずるだけの確たる政治の方途、或
いは施策があらねばならないと存じま
す。椎名氏は續けて「僕にとつて
は、それらの記事の方が政治面のも
よりも、自分がいま、いかなる現実の
状況に置かれてゐるかを強く知らされ

るのである。……少くとも経済生活に
関するかぎり日本の民衆は限界状況に
置かれてゐると断ぜざるを得ない。ほ
んのわずかなきつかけが彼等を死へ陥
れてしまふ。ことに七人も十人もの一
家が、何によつて心中へ追い込まれな
ければならなかつたかを考えると、こ
人間の責任と同時に、その一家へ希望
を與えることが出来なかつた政治の責
任について、心から怒りを感じざるを
得ないのである。政治の責任正にその
通りだと考へるのであります。論者が
或いはこの政治の責任を以て全国家若
しくは全國民を目標、対象とする關係
上最大多数の最大幸福とか、或いはい
わゆる大義親を滅すとか、或いは小の
虫を殺しても大の虫を生かすのだとい
ふような表現の下に、國民個々に対す
る責任を意味しないというふうなふう
に言うか分らないのであります。か
くのごときに対しては椎名氏は弁駁をい
たしまして「政治は、全國民のための
政策遂行上、このような二三の犠牲も
已むを得ないというであらう。これら
の悲惨事は、全國民がその政治を善し
と認め、心から讚美しているときに起
つた二三の特殊な例外に過ぎないと説
明するであらう。また政治は、全國民に
對して責任をもつてゐるのであつて、
このような二三の例外に對しては責任
をもつことが出来ないだけであつて、持
つ必要も認めないのだと放言するであ
らう。しかし政治がたまたまかなければ
ならないものこそ、まさにこの二三の
例外が起るといふ可能性に對してでは

ないか。そしてそれが政治の責任であ
り、人間の責任ではないか。この二三
の例外に對して責任は解除されてゐる
と放言する現在の政治は、政治として
の失格を意味するだけでなく人間とし
ても失格である。人間として失格、正
に然りであります。民主主義が個人の
尊嚴というものを基調とするものと考
へなければならぬ以上は、ただの一
人も餓えに泣く者を期するといふ
政治こそ昭和維新の民主憲法下の政治
でなくちやならぬと確信するのであり
ます。でいろいろなことを引合ひに出
して恐入りますが、数日前の東京タイ
ムスに、自殺、心中お待ちなさい、保
護法で明るい光が輝いてゐるといふ、
都の民生局関係保護課長の談としまし
て「さい近の社会情勢の中では、勤勞
能力があり、仕事に従事してゐる人た
ちでも、給料の遅拂、未拂などで保護
の申請をするものが多くなり、いまま
で生活保護をうけていた人たちの状態
と變つてきた、今国会で決定されるほ
ずの生活保護法の改正案によつて、い
ままでお情け法律のようになつてしま
いたが、保護の打ち切りとか處理に不
服のある場合は知事、厚生大臣まで不
服の申立が出来た権利があたえられる
ことになり、要保護者のためには本當に
生きた法律として活用されるわけだ」
かういふふうな言つておるのでありま
す、それで要するに、自殺、心中ちよ
つとお待ちなさい、保護法があなたを
待つておるといふような意味合で、こ
の非常に温かい手を差伸べて下さると

いうことは誠に有難いことでありまし
て、以上が私の本法案に心からの敬意
と賛意を表するゆゑであります。尚
本法案は法令体系と民主的な融通性
の調和といふことに非常に苦心された
跡が見え、而もこの立派に調和が取れ
ておることを拜見いたしました。誠に嬉
しいことを存じます。以上は先ず心か
らの賛意を表するといふことについて
の理由といひます。ゆゑんであります。
次にかような立派な法案ができ、
段々に積極的この仕事が行われるこ
とになりましたことを嬉しく有難く思
うと同時に、層一層積極的に本事業を
遂行して頂きたいという意味から少し
慾深過ぎるような希望を申し上げたい
と思ふのであります。と申しますと、或
いは保護救済といつたような一般慈善
業的といひますか、社会政策的施策と
いふものはしばしばなきに如かざる
ところの悪結果を生ずることがある、不
正直な者を保護してしまふことになり
かねないから、むしろ消極的でいいので
あつて、奨励して保護救済を受けさせ
るべきではないといふような議論も生
じましようし、或いは又進んで保護救
済無用論とか、或いは全然反対の立場
も出て来るかも知れないと思ふのです。
今日御出席の中にもまあその賛否が
出るかも知れませんが、反対の御意見
の方も御出席のように拜見しておるの
であります。併し私は敢戦日本の将来をつくづ

く考へて見まして残念ながら失業問題、或いは貧困者の保護救済問題などは殆んど運命的に、必然的に日本が相当長く背負つて行かなければならぬ重荷があつて、この点からすると積極的施策を施さなければならぬと考へるものであります。すでに生存権の擁護を世界注視の中に憲法に規定したこと、或いは健康保険にせよ、或いは失業保険制度にせよ、各種慈善的意味のあるところの事業を、むしろ奨励しておるという生活保護のようなのをいよ／＼積極化して然るべきものと思ふのであります。勿論その運用の面において極力慎重を期さなければならぬということとはよく私も承知いたしております。管理、監督をますます厳にいたしませんと、悪用濫用に陥る虞れがございまして、不正な者を保護したり、或いは意者を養成したりするといふような恐るべき結果を招来するといふことを併し難いのであります。従つて私の申し上げたいことを簡単にしましたならば、更に／＼積極的にやつて頂きたい。但し管理、監督は極力厳にということなであります。具体的に申し上げます。本法の條章は法令の形式上そういうふうになるのでございまして、大體強制規定で、されなければならぬとか、しなければならぬとか、或いは行われる、或いはものと、定める、する、よる、などというふうな強制規定と、それからできる、妨げない、というふうな可能任意規定に大別されますが、その中のできる規定というやつを、一層本事業を積極化するために、しなければならぬといふ規定に修正実施して頂

く、或いは修正がむずかしくても、修正されたと同様の精神で実施して頂いて、それによつて本法運用の全きなきにたして、いずれの日か本法の必要なきに至るといふようなことになることを期待する次第であります。尙この積極化するために、要保護者の調査内偵といふようなことは最も重要な事項だろ／＼と考へるものであります。ややもすると、耳に入つて参りますことが、本當に、真に保護を必要とするという状況にない者が保護を受けておる。或いは又真に保護を必要とする者が保護を受けていないとかいふようなことが、よくあるやに承つておりますので、本事業に成果あらしめるためには、どうしてもその責任者といふものを明らかにする必要があるのではないかと考へておるのであります。

以下條文について少し申し上げてみたいと思ひます。第七條でございまして、第七條は「保護は要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができる」とありますので、これを何とか強制規定にして実施して頂くわけに行かないか、こういうことを考へるのであります。即ち保護は、何々の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、この但書以下を「但し、第二十一條第一項による社会福祉主事及び第二十二條による民生委員はそれ／＼の担任区域内における要保護者の有無状況を平素よく調査知悉すると同時に、その調査内偵は慎重なるを要し、万一要保護者が急迫した状況にあるときは、申請を待たな

いで市町村長に内申し、必要なる保護を行わなければならない。こんなふうな意味合いにして実施して頂いたらと思ひます。

それから次は第四十條であります。「都道府県は、保護施設を設置することとができる」と、こうあるのであります。説明が多少不十分なためにまだその点までお考え及びでないかも知れませんが、私は敢て日本がいつまでかような状態が続くかといふことは予想はできませんが、失業者も、生活困窮者も相当長い期間あると私は見ておりますので「できる」でなくして、これも何とかして各県に定数の保護施設といふものがなくてはならないといふふうにしたいと、こういう希望なのであります。従つて「都道府県又は市町村は必ず定数の保護施設を設置しなくてはならない。その数並びに地域等は別に條例で定める。こういふふう願つたら如何かと考へておるのであります。

それから第四十六條であります。第四十六條の三項であります。「都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適當でないとき、その管理規程の変更を命ずることができ」とあります。如何にも民主的のようでありまして、これも事業を積極化するために「命じなくてはならない」といふふうにはできないものかといふふうに考へております。

改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができ」とこれも何とか「補助しなくてはならない」とならないかと考へるのであります。それからその二項の二、三であります。二号に「厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不當と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができ」とあります。これも「できる」を「しなくてはならない」に変えられないか「しなくてはならない」といふふうにならないかといふ意見であります。それから三号の「厚生大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができ」とこれもやはり「しなくてはならない」規定にして「指示なくしてはならない」規定にして「指示しなくてはならない」といふふうな規定を「しなくてはならない」規定に「大体」で「できる」といふ考へであります。大體「できる」規定を「しなくてはならない」規定にしたいといふ希望はその辺であります。

次に第七十七條であります。被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができ」とあります。その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができ」とあります。これもやはり多少強制的な意味を持たせて「その者をして納付せしめることを要する」といふふうにしたら如何かと考へております。

それから次に第七十八條、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができ」とこれを「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた」と認められる者のあるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者をして納付せしめることを要する」といふふうにしたといふ考へるものであります。

それから次に第七十九條「国又は都道府県は、左に掲げる場合において、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができ」とこれも「できる」でなく、「負担金の全部又は一部を返還せしめることを要する」といふふうにしたら如何かと考へております。

それから次に八十三條の罰則であります。不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法に正條があるときは、刑法による」といふのであります。先程ちよつと申し上げました、つまり責任者といふものを明らかにした方が運用上、又積極化する上において必要ではないかと申し上げました関係上、この社会福祉主事又は民生委員が假に調査、内偵の責任者であるといふふうには考へます。ならば、こういう人に対して誤つた場合、或いは多少共謀とかいふような意味で、不実の申請があつた、不正なことがあつたといふような場合には、

に私は「健康で文化的な」という二十五條のこの字句を挿入して頂きたいのであります。これは第八條、第十二條の「最低限度の生活」の前にも挿入して頂きたいと思ひます。

次に第四條の扶養義務者の問題であります。民法に定める扶養義務者云々とありますが、この民法では八百七十六條に「三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」ということが明記されているのであります。ところが私共長期療養患者の立場から申上げますならば、こうしたことが非常に無理なのであります。私共は結核の患者であります。今結核患者によつては長い者では十六年、短い者でも四年以上の療養を必要としております。こうした者が一家の中から一人出た場合、全部がその犠牲となつて、逆境に立たなければならぬのであります。かかる事由から伯父、伯母までに扶養の義務を負わせることは当然でないものであります。これは特に最近の経済的な生活困難から言えるのであります。我々はこの点について反対するものであります。この点につきまして、せめて血族の親子、兄弟程度にこの範圍を制限して頂きたい、こういうふうには私共は考へるのであります。これは第十條におきます世帯單位保護の原則並びに七十七條の費用徴収とも関連性を持つております。

人世帯で五千三百七十円であります。改正案では五千五百三十円くらいで、約百六十円くらいの増加が見られると承つております。併しこの数字は最近におきますCPSの東京都四百八十二世帯の調査、四・八一人における一万三千四百二十六円六銭、この数字から比べますときに、実に格段の差を持つておるのであります。私共はこの基準額の引上げを最低七〇％くらい頂きたいと考えておるのであります。そこで私はこの「厚生大臣の定める基準により測定した」云々の項を、特に「所要保護者の需要を基とし」とし、特別審議會を以て實際的、理論的に研究測定して頂きたいと思ひるのであります。それからその條項の終りの部分で「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行ふものとする。」という項を、「不足分が完全に補われねばならない。」というふうに変えて頂きたいと思ひます。現在の医療保護が非常に低い査定標準で行われているということを私は申上げるのであります。その例として私はこれから二、三の問題を拾ひ上げて見たいと思ひます。新潟の国立新潟療養所におきましては、昨年の七月以降医療の打切りを受けた者が七名、その中市町村財政の窮迫によるものが五名を占めております。それから生活扶助の打切り、切下げを受けた者は五十名に達しているものであります。こういうふうな状態でありまして、それから私自身被保護者の立場として皆様に申上げたいと思ひますが、現在の生活基準額は非常に低過ぎる。これは健康にして文化的な最低生活は当

然望み得ないのであります。私の例を申上げますと、私は七十歳になる父親と、三十歳になる姉、これはやはり患者であります。を持つております。そして頂いておる生活扶助は千四百二十円でありまして、ところが私共療養しておりましてやはり身の廻りの品、或いは給食が十分でないために補食費として相当の金額を必要といたしまして、最低千五百円から最高では一万五千円以上も使つておられる方がおるのであります。そのような状態で私共姉が父の頂きます千四百二十円の中から半分程とり、後に七百円そこらしか残つていないのであります。これではとても七十歳になる父親が生活できない、そこで父親が只今内職をして給の行商をやつております。ところがその利益が月に僅か九百円に充たないのであります。一日三十円になりません。このような状態でその一月の生計費は、私共この数字を持つております。が、二月におきまして、僅かに千五百十八円三十銭しか使つておりません。それから三月には千四百五十七円七十銭しか使つておりません。このような支出の中で現在の配給物資の価格というものが相当の額を占めておりまして、一千三十八円五十銭、これは二月であります。三月には七百三十七円七十銭、この程度の支出があるのであります。こういう状態でありまして、家は只今アパートの二階を間借りしておりますが、雨は漏り日は一日中射さず、而もその生活に至つては副食費は僅か月三回しか野菜を買うことができない、こういうふうな状態なのであります。実にその悲惨なことは言語に絶しておるのであります。私はこうし

た下々の末端を本場に議員の方に見て頂きたいと思ひます。次にこの例にもありますように、地方においては非常に漏救があります。この漏救、つまり救護に漏れてゐるものであります。私はその一つの例としてこういうことを申上げたいと思ひます。現在国立療養所の入所規定の中にはこういう條文があります。これは入所費等取扱細則であります。所長は入所者の中でその生活事情が生活保護法の保護対象たるべき状態にある者、他の如何なる方法による療養費支出の途なき者については入所費を免除することができ、こういう條文があるのです。ところがこれにありますが、生活保護法の保護対象になる状態にある者がなぜ生活保護法に適用されないか、言い換えれば基準額が低いために保護法に適用されないということがあります。このようにな状態、例えば例を申しますと、国立清瀬病院においては八百三十名程度の患者の中百十数名がこれに適用されているのであります。こういうふうな実情であります。

次に第十條、世帯單位の原則でありまして、その條文の後半部に「但し、これによりがたいときは、個人を單位として定めることができる。」私は先程も申上げましたような長期疾病等の場合、これは非常に困難な面が出て参りますので、「これによりがたいとき」というところを更に具体性を持たせ、「長期疾病その他の事由により世帯を單位としがたいときは、個人を單位として定める」というふうに改めて頂きたいと思ひます。このようにな單身孤獨の保護を受けておる者が、私のおります清瀬病院では八百数十名中百名程いるような実情であります。次に第十一條であります。ここに盛り込まれておる七つの扶助は、扶助が本當に實質的に裏付けられていないければならないと思ひます。今までの例を考えますと、例えば生業扶助では僅か二千円しか頂けません。現在国民金融公庫では生業資金として五万円を貸出してあります。僅か二千円の金で生業に必要な機具又は材料を買い、或いは技能の習得をしつても無理なこととはつきりしてあります。このようにな状態に落ち込む者は、みず／＼落ち込むのが分つていながら、それを救済することができないのであります。次に葬祭扶助においても同様であります。現在六大都市では葬祭扶助として千四百円が支給されております。ところが東京都の都民葬ではこれは四倍であります。三千四百五十円、葬儀社は千四百円では到底できない、最低二千五百円を必要とすると言つております。この葬祭扶助を頂く場合におきまして、申請を出してから實際に手許に頂くまでに借金をするという果敢がでないで済むという。又千四百円の額では到底満足な葬儀を行うことはできません。靈柩に乗せる場合には、棺は二つ三つ一緒に重ねて運ぶ。朝焼場に持つて行つても晝間は焼いて呉れない。夜棺と言つて夜に骨にする、こういうふうな例があります。日本における搖籃から墓場まではこのようにして至る所に大きな欠陥を持つてゐると思ひます。次に第十五條であります。二のと

ところで「薬剤又は治療材料」と書いてありますが、これは「薬剤又は治療材料の支給」、ミスマプリントかも知れませんが、健康保険法には「支給」の文字が入っております。

次に第二十一條であります。ここで社会福祉主事が設置せられております。私はこの社会福祉主事の設置の意図は、現在漏れておる数多くの人間を更に救い上げるために、更に適正な保護を加えるために、設けられるべきものであると考えます。併し現在になつて社会福祉主事を急速に整えることは困難であると思ふのです。これは専門の社会事業活動家でなければならぬと、こういうふうな点から、無理でないかと考へるのがあります。又厚生当局が考へておられるようでありませんが、現在の吏員を一部これに振替へる、このやうなことであれば、結局労働過重で今以上の実質的な向上というものが考へられないのではないかと考へます。又この社会福祉主事を設けられるための経費の点を考へましても、私はこの点に反対したいと思ひます。又社会福祉主事は地方の各市町村に、就任いたしましたも、その土地の事情というものが審かでない場合には、所期の効果を挙げることできないと思ひます。今までの民生委員制度がこのやうにして官僚化するのではないかと、私はそのやうな危惧を持っております。常にこのやうな点から、予算と見比べ、これだけの予算だからこれだけしか救えないということであつてはならないと思ひます。この意味で私は民生委員の公選制というものをここで申し上げたいと思ひます。確か民生委員の改選期は二十六年の七月と存じておりま

すが、この民生委員を公選制にし、あまねく大衆の輿論を反映して生まれ出た民生委員こそ、最も大衆的な立場に立つて、その生活を守り、向上をさせて行くことができると信じます。このやうな公選制を採用することによつて、社会福祉主事というふうな、竹に木を接ぐやうな措置を講じなくとも済むのではないかと信じます。

次に第二十四條の第四項であります。が、「保護の申請をしてから三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、市町村長が申請を却下したものとみなすことができる。これは私はおかしいと思ひます。今度の生活保護法改正は、社会局長さんと言つておられるやうに、従来薄弱であつた保護の権利、義務というのを強く前回に押し出してあります。その面からこの規定の第一、二、三條の裏付としてこの点は非常にまづいと思ひます。調査を十分しなかつて、三十日経つたから申請は却下したものとみなすのだ、こういうふうな一方的な印象を受けるのであります。この点からこの四項を削除して頂きたいと思ひます。この点につきましては不服申立の六十五條三項、六十七條三項も同様であります。そうしてこの六十五條三項、六十七條三項には「前項の通知には第二十四條第二項の規定を準用する」として頂きたい。第二十四條第二項の規定とは、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならぬ。これだけの親切があつて然るべきだと思ひます。

次に第二十六條「市町村長は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、これを保護を必要としなくなつたと思はれるときは、民生委員、被保護者より十分事情を聴取の上、その必要あればすみやかに保護の停止又は廃止を決定し」と、こういうふうにして頂きたいと思ひます。それから「第二十八條第四項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」とありますが、この点についても同じであります。

次に第四十六條、「保護施設の設置者はその事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。」この管理規程は非常に重大なものでありまして、特に小さな医療機関などにおきましては、非常に重要性を持つて来ると思ひます。それで「その事業を開始する前に、」の下に、「被保護者を責任を以て保護するために左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。」このやうに入れて頂きたいと思ひます。それからその三項目であります一番終りのところに、先程もおつしやられましたやうに、「その管理規程の変更を命ずることが出来る。」これは「命じなければならない。」とすべきだと存じます。

次に四十七條三項を「保護施設は、これを利用する者に対して、責任を以て保護に努め、宗教上の行為」云々として頂きたいと思ひます。

それから四十八條の四項で、保護施設の長の内申制度であります。これは非常に悪用される虞れがあると思ひます。終戦以来三ヶ年に亘りまして、

患者が民主的に医療機関当局の不正工作をいろいろ摘発して民主化して参つたのであります。今後このような問題が起きた場合に、患者が例えば所長にそれを問ひ質すといった場合、悪用されまして市町村にこれを届出られるということになる虞れがあります。よつてこの項目を全文削除して頂きたいと思ひます。

次に第五十二條の「指定医療機関の診療方針及び診療報酬」の点であります。現在の生活保護法の医療の診療方針は、厚生省告示百五号、昭和十八年三月に出されておりますものによつておりまして、その診療報酬の点におきましても健康保険と大体同様であります。ところが先ずこれを診療報酬の点から考へて見たのですが、社会保険の診療報酬の算定協議会で標準額が決められてます。この標準額を厚生大臣が認定しまして、そうして国民健康保険の診療標準額といたします。この標準額が更に市町村と担当医療機関の協定で條例の中であるやうな変更ができる、このやうな二つの面がありまして、具体的に申し上げますならば、昨年の八月、九月においては国民健康保険は十円であつた。当時健康保険は十一月でありまして、十月以降に肩を並べた。将来は又これがどういふやうになるかも分らないというふうな面があります。それから医療の範囲の面におきましては、看護、移送というやうなものも国民健康保険では顧みられておりません。それからコルセット、矯正眼鏡というやうなものも生活保護法の医療保護では現在特別診療面によつて給付されておりますし、体温計、吸入器、氷嚢、氷枕というやうなものは生

活保護法においては生活実費のうちに盛り込まれております。こうしたものに対する面からいいますと、現在の国民健康保険は生活保護法よりも、その医療面において実質的に或る見劣りを持つておるのであります。この国民健康保険の利用者が少いという点、また歴史的に日残く、二十数年を闊した健康保険とは格段の差を持つておると信じます。現在国民健康保険法による組合は、五千市町村に行われておるやうであります。その約四割が破滅の状態であります。経済的に行詰つておるやうな状態は結局五割負担という国民健康保険制度そのものに大きな欠陥があつて、大衆の生活が五割の負担を許さなくなつて来て、経済的能力がなくなつておることを示すものであります。社会保険制度の末端として生活保護法の医療を最低医療という建前から、この国民健康保険に右へならぬするならば私はいかんと思ふのであります。二十二年七月にアメリカの社会保障制度調査団が参りまして、日本政府への勧告を行なつておりますが、この中におきましてさへ、一部負担金の廃止、医療給付の一部として国庫扶助を行つておるやうな強力な勧告を行なつておるのであります。私はこの点からも国民健康保険の例によることがまづいと思ひまして、この医療方針並びに診療報酬を健康保険並みに準じて頂きたいと思ひます。

次に第六十二條であります。第二項「保護施設を利用する被保護者は、」の下を「その団体生活を健全なものにするため、第四十六條の規定により定められたその保護施設の管理規程に従

護を必要としなくなつたというのを認めるといふやうな一方的な感じを持ちます。この点につきまして「被保護者が保護を必要としなくなつたと思はれるときは、民生委員、被保護者より十分事情を聴取の上、その必要あればすみやかに保護の停止又は廃止を決定し」と、こういうふうにして頂きたいと思ひます。それから「第二十八條第四項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」とありますが、この点についても同じであります。

次に第四十六條、「保護施設の設置者はその事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。」この管理規程は非常に重大なものでありまして、特に小さな医療機関などにおきましては、非常に重要性を持つて来ると思ひます。それで「その事業を開始する前に、」の下に、「被保護者を責任を以て保護するために左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。」このやうに入れて頂きたいと思ひます。それからその三項目であります一番終りのところに、先程もおつしやられましたやうに、「その管理規程の変更を命ずることが出来る。」これは「命じなければならない。」とすべきだと存じます。

かいいいお医者さんは生活保護では診れないということになつて、結局これはお金で以てなんだいいいようになように思いますので、本当にこの点これから社会……、何と申しましようか、医療と申しましようか、いろいろと病院の中でもこの社会奉仕の部面、出て参りますと、患者の金銭の支出の如何に拘わらず、病院というものはみんなお医者が全部寄つて患者さんを診て行くのが、これからこの社会医療ではないかと思ひます。この点は、このわけ

だけれどか診られない。或いは生活保護しか診られないということになると、社会保障の制度に逆行するのではなからぬかと思ふ。で、私はむしろこの四案のように機関を指定して頂いた方が、非常に患者のためだと思ふ。と申しますのは、国によりますと、大拂はどういうようになつておるかというところを、お医者さんが御存じのところも沢山ございます。お医者さんは治療専門に、この人は生活保護で

であらうとちつと。支拂如何に拘らずお医者さんは診療、治療なさるいうようになつております。会計の面で金をやり取りしておりますと、不当に患者はいい気持で、どんな苦しい人だつてちつともそういうような銭上のことを患者自身が心配することなしに診療されておりますので、これから社会保障制度が実施されましら、恐らく日本の医療なんかもそう行へべきであつて、お医者さん個

とは、非常に患者に不安を與えるといふことである。

こう思うのでございますけれども、この点に關してちよつと萩原さんの御意見を伺いたいと思ひます。

○公述人(萩原松治君) 質問の点につきましては、私共が考へておりますことは、診療に携つております医師である以上は、いわゆる医療担当者である以上は、まあこの仕事に御協力を申上げたい、こういうことをこの法律の中に一つ編み込んで頂きたいということ、先程強調して申上げたつもりであります。

それから機関を指定した方が便利か、医師そのものを指定した方が便利かというお尋ねもございましたが、この点につきましては先程申上げましたように、最近の健康保険の例を取つて申上げますと、保険者の指定するものと申しまして、医療機関そのものを指定した建前が取られておつたのであります。これがこれについてはいろいろの不便や、いろいろの事情がありまして、その範囲を極めて縮小をして、そうして個々の医師について同意を求め、指定をするという建前に最近變つて来ておるのであります。それで特定のものは無論これは機関そのものを指定するものであります。多くの者が医師そのものを指定する。然らばその医師そのものを指定するのであるという、いろいろのそこには不便が起るだろうというのであります。この不便についてはまあ医療を担当する者がこれに参加する。それからどうしてもそういう考え方を持たなくてはならぬという一つの大きな理由は、医療そのものは究極の責任にあるのである、機関にはないのだから。例えて申しますという開設者そのものが医療に對

しては責任を持つわけには行かないのであります。開設者と申しますと、医師でない人も開設者になり得るのであります。現在の医療法上におきましてはこういつた關係上やはり究極の責任を持つところの医師を指定して、飽くまでも医師のこの法律に對するところの協力心や、それから責任の問題を明確にしたいと、こういう考え方から出発いたしまして先程申上げた次第であります。

○谷口彌三郎君 ちよつとお尋ねして置きますが、この機関を指定するよりか医師を指定することは、治療上、或いは管理上、或いは申請書を出したりする面から申しまして、指定医を置くというよりは非常に必要なことと存じますが、この指定医はどういうふうなふうにして指定する予定でございますか。これを都道府県の知事などが勝手に或る人だけに相談して指定するやうなことで、どうもよくないと思ひます。で、實際に言うたら医師会に申請させて、そうしてその中から医師会がこの者がよからうというのを推薦して、都道府県の知事がそれを指定するやうなふうになるのをごさいますか。どういふやうなふうの御意見ですか。

○公述人(萩原松治君) 指定に關しましては只今お話の中にもありましたように、医師会が指定の或る部分の考慮を拂うというやうな建前につきましては、優生保護法におきまして医師会そのものが選考いたしまして、適当と認める者はこれを指定するという方法があります。これは非常に我々も今後そういう方法で行けるならば、こうい

つたやり方も結構だと思ひるのでございます。尙現在のところにおきましては普通の国の経営でないところの病院、診療所、普通一般の開業医とか、或いは公立の病院とかというやうなものにつきましては都道府県知事が指定することにしたとしても、一応すべての医療について指導の責任を帯びております医師会が、殊に医師会長がこの指定について意見を述べ得るやうな方式にいたしました。一番これはこの法律の運営を円滑ならしめる上においていいのではないかと思ひるのであります。

○谷口彌三郎君 次に第五十條の修正御意見であります。厚生大臣又は都道府県知事は中央社会保険医療協議会又は地方の社会保険医療協議会の意見を聞くことになつておるようですが、その理由は、どういふ……

○公述人(萩原松治君) この医療協議会の問題は、医療協議会そのものの建前が、従来健康保険の面で申しますと、いと、保険医の指導や監督やらをいたします一つの機関といたしまして社会保険診療協議会というものがございまして、それから一方この診療報酬の問題につきましては、社会保険診療報酬算定協議会がありまして、この機関によつて厚生大臣の諮問に答えておつたのであります。この二本建の機関を一本にまとめた社会保険診療協議会という機構を整えて、それが実施されましたものと一応考へて、この医療協議会に諮つて貰う。こういう考え方なんであります。それで勿論厚生大臣は或る定めをなす権限をお持ちであります。又都道府県知事は一般の医療の担当者に対して指導監督する面を持つておりますが、これが一方的で

あつてはならぬ。殊に医療そのものの本質が常に日に月に変つて行くものであります。従つてそれを基礎にして行くところの診断とか、治療とかいふものは高度の科学性と社会性が要求されるものであります。から、広く厚生大臣なり都道府県知事なりは、世の中の識者の意見を徴して、これを合理的に運営して行く方が、最も合理的ではないか、こう考へましたために只今申上げましたのでございます。

○谷口彌三郎君 この第五十二條の修正意見でございますが、国民健康保険は全国的にできておらん場所があるの、これは健康保険の例によるということとは最も適切な修正意見だろつと思ひます。健康保険に對して、只今どういふやうな診療報酬ということになつておりますか。

○公述人(萩原松治君) 健康保険につきましては診療報酬の額は、六大都市その他の大きな都市におきましては、点数制でございます。それから、その一点の単価が十一円、これは特別扱いであります。それから全国の大部分の保険医療機関に支拂われる診療報酬額は、一点について十円でございます。それでこの健康保険については従来の算定協議会におきまして決定額を決定しておつたのであります。それから話が、国民健康保険については標準額を決めて、そして地方の市町村にその一点に對するところの報酬額が、その地区々々において国民健康保険の理事者と担当医との間でこれを決定する。この標準額といふのは飽くまでもこれは最高の額であつて、それ以下の範囲で決定するならばこれは異論がないわけであ

ります。

○谷口彌三郎君 次に第五十三條の2であります。生活保護診療報酬審査委員会の意見を聞かなければならぬことになつておりますが、これはその委員会が常置する考へてございましょうか、或いは臨時という……、少し疑義が出するやうであります。

○公述人(萩原松治君) これは現在地方によりましてと表向きではあります。各お医者さんから出ております医療券について参ります請求書の審査会という機関で、これは拜見します。それを拜見いたします。それから請求上の事務上の点やら、それからこの保護法の本来の使命にそぐわないやうな方面も多少見受けられるやうであります。これは單にその開業してある担当医という意味のみではなくて、やはり国の指定している病院においてもそういう点は一応あるのではありません。従つてこうした法律によつて国の費用で賄われるところの医療の医療費というもののについては、一定の機構を整えた審査機関において、常時これを審査した方が最も公平である、こう考へておるのであります。

○谷口彌三郎君 医師会等の審査はいわゆる診療報酬基金の方の審査委員会で一本にやつたら如何でございますか。そういう点に對しまして……

○公述人(萩原松治君) これはそう統一できればそれが一番よいと思ひます。結局医療報酬の点につきましては、最後の決定権は厚生大臣におありになるのですから、やはり医療そのものには二つあるべき筈があるまいので、やはり一つにして二つはないとい

う建前からいたしました。やはり健康保険の、要するに基金の審査委員会というものを御利用になります。この審査のものが一本になり、一つの水準を以て審査できると思ひます。これは至極結構なことだと思ひます。修正の意見の中に申上げましたように、一応こういう機関の名目は挙げておきますが、そういうことに願えれば却つてその方がよいと思ひます。

○谷口彌三郎君 最後にもう一つお伺いいたしておきたいと思ひますが、第五十四條で指定医とか、或いは薬剤師に對しまして、出頭又は説明を求めた、報告させたり、或いは診療録その他の帳簿などを提出させるということであるようにありますが、薬剤師の場合は帳簿書類と言つたらどういふふうなものでありますか。

○公述人(萩原松治君) これはやはり薬剤師が調剤して、そうして薬を患者に差上げます。そのもとは医師が発行いたします処方箋でありますからこれが保管されていくやならん。でその処方箋に関するもの或いは医薬品の台帳とか、特にやかましく嚴重に取締を受けておりますものでは、麻薬の出納、こういうような調剤、投薬に関するところの帳簿がそれ、規定されておると思ひます。これらについても検査若しくは審査をする必要が起つて来るのではないかと思ひます。

○藤森眞治君 ちよつと一つお伺ひいたしますが、やはり指定医の問題でございませうけれども、こういういわゆる社会医療については成るべく沢山なお医者さんが参加しなければならんといふことは一応考えられるのですが、今

医師会側から出ました論を見ましても、厚生大臣が指定する、或いは都道府県知事が指定するだけで、今の谷口委員も多少そのことはお尋ねになつたようですが、これなんかやはり希望する医療担当者になるべく沢山にするといふことが必要じゃないか、この点が一応考えられる。それからもう一つは現在でも健康保険の診療、つまり社会保険診療をやらぬ人がある。というのは中には非常に練達堪能な立派な人であつて、これをいへば理由から拒否しておる人がある。こういう人なんか政府の方では成るべく参加するようになつて貰ひたいという希望があるのです。これにはやはり、医師会なんか中に入つてそういう斡旋をする。それから又多数の医者の中にはこれまでも保険その他の方々実績から見て、又好ましくない人がないとも限らんと思ひます。そういう場合にもどういふ人が適当かという点について医師会がよく都道府県知事の指定の折に相談に與つて、そうして適当な人を決める。万一事故のあるような場合にはこれを推薦しないといふような形をおとりになる、非常に指定医がよくなつて来るのではないか。即ち悪い人も何するが、今度よい人、希望する人の中に入つて斡旋するという態度に医師会が出来るか、ということがよくはないかと思ひますが、お考え如何でございませうか。

○公述人(萩原松治君) 前段の御質問

それからもう一つは、診療報酬の審査の問題ですが、現在どんなふうにして医療報酬の審査をされておられますか。現在の実情をちよつと承わりたいと思ひます。

○公述人(萩原松治君) 前段の御質問

であります。非常に特技を持たれるとか、学識経験の深いという方で、指定医にお入りにならない方ができた場合には……こういうことであります。これがこれにつきましても、やはりその医師が所属しております都道府県医師会のようなものがどこまでも熱意を持つて、この仕事に参加して頂くように努力すべきだと思ひます。この問題は、勿論その当人の自由意思でありますから、止むを得ない点もできるかも知れませんが、少くとも都道府県医師会長のよう職にありまます者は、熱意と努力を惜しまないでお勤めをする。そしてこれに参加して頂く、こう行くより外に道はないと思ひます。それからそれから誰でも彼でも保険医、指定医になつたといひますと、これは医療担当者の中でも例外という者もありません。種々種々場合もいろいろ風評を醸した場合もあるかも知れませんが、そういうものも、やはり都道府県医師会会長がそれに対するところの意見を述べ得るような仕組にして頂きまして、本當にこの仕事に誠意協力できるような方法が一番望ましいと思ひます。併しながらか先程意見を申しました際に、一方面的に厚生大臣、或いは都道府県知事という側から制限指定をするようなことがあつては、これはいけなかつたと思ひます。この仕事に協力したいという希望を持つ適格者であるならば、誰でも指定して頂く、あまなく全国の医師にこれを担当させて頂きたい、こう思ひます。

それから現在の審査の方針でありまして、現在の審査は、健康保険におき

ましては、社会保険診療報酬支拂基金に基きまして、審査委員会規程がござ

います。この審査委員会の規程は、こ

れは……

○藤森眞治君 この生活保護法による医療の審査の状態を……

○公述人(萩原松治君) これは表向き

○公述人(澤田榮一君) 只今のことに

理である、こういうふうに見えるわけ

○中平常太郎君 澤田君にお伺ひしま

○公述人(澤田榮一君) この点につき

○公述人(澤田榮一君) この点につき

後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十九分開会

ものが非常に困窮しておるといふ、そういう経済的な面から、例えば具体的な例として、嫁に行つた姉がおるとするのですな、そんな場合でも人に頼るということが無理な場合もあり得る。そういうふうな面から飽くまでも実情に即して考えて頂きたいと思ひます。

○中平常太郎君 その点はその通りだと思ふんだがね、譬えてみれば富豪の、お金を沢山持つておる叔父さんがある。その叔父さんは、甥が難儀しているけれどもとり合はん、こういうふうないろ／＼な眼に余る状態の場合に、家庭裁判所に行けばそこが打開できるという途があるだけであつて、普通その叔父さんが直ちに救わなければならんという法律にはなつておらんのですから、三親等、四親等というのは直系の尊属、卑属と言つたものでありますから、これは民法と同じですから、これを直すと言つたら民法の改正からしなければならん。ですから叔父さんや叔母さんに頼りたくなければ申告せんでもいいですから、どこまでもそんな人に頼りたくなかつたら家庭裁判所に行きさえしなければいいですね。

○公述人(澤田榮一君) 只今の御発言御尤もでありまして、私はかかる意味から、世帯単位保護の原則が第十條に盛り込まれております。これにより難いという者は、これは結核というような長期療養の場合、個人を単位として認める、そういうような方向に持つて行つて極力その実情に合せて考えて行きたい。こういうふうな解釈をしたいと思ふのです。

○委員長(塚本重蔵君) それでは午前

の公聴会はこの一応閉じまして、午後一時半まで休憩いたします。

○委員長(塚本重蔵君) それでは午前

の公聴会はこの一応閉じまして、午後一時半まで休憩いたします。

アメリカの社会保障調査団の報告書によりますと、我が国の社会保障における最も重要な進歩は一九四六年十月に制定された生活保護法によつて実現されたのであつて、それによる給與は今尙不十分の議りを免れないといへ、世界において最も進歩したものと考えられる一つの総合的、無差別的救済制度であるといふに言われておりますが、併しそれにも拘わらず、その基礎に横たわる救済的な性格はこれを覆ひ隠すことはできないと私は考へるのでございます。ところが今回の法案におきましては、この点をき得る限り拂拭いたしまして、生活保護法の近代的性格を明らかにしようとするものであります。この点につきましても、法案そのものの趣旨につきましても、全面的にこれに賛意を表するものであります。併しながら生活保護法のように、ともいたしすれば、封建的な救済法制度と誤られ易い制度の運用に

つきましては、十分その点に意をいたさない限り、場合によりましては法の趣旨をはき違えるような危険が甚だ大きいと考へるのであります。従いまして法の規定はき得る限りこのような誤りを冒さないように慎重に作成されなければならぬのであります。その点につきましても今回の法案中最も問題となると考へますのは、第二十二條であらうと思ふのであります。と申しますのは、この條項は現行法の第五條におきまして市町村長の補助機関と定め、その活動如何が本法の保護の成否に重大な關係を持つておりますところの民生委員をば、單なる協力機関といひまして、而も市町村長又は社会福祉主事から求められたときにおいてのみ、市町村長及び社会福祉主事の行つ保護事務の執行について、これに協力する。こういうような権限を與えることに止めておるといふ点であります。要保護者の決裁は、専ら民生委員の自由裁量に委ねられておるために扶助の公正妥當な給與が余り望まれな、このういふような非難はかね／＼から識者によつて指摘されて来た点でありまして、この点は私と雖もこれを認めるに否かではないのであります。従いまして私はその著書の中におきましても、この制度は生活の保護を要する状態にある者に対して国が扶助の責任を持つと共に、差別的又は優先的な取扱をなすことなく、平等に保護せんとするものであるといふように規定をしております。なから、その認定を一一に名譽職的な民生委員の手に委ねておる結果、最低生活の営むことのできない者は當然に權利として公の扶助を請求することができるといふ建前が確立されてない。

こういふふうに論じたことがあるのであります。従いまして、その意味におきましては、一部の人々の反対があるにも拘わらず建前をいたしましては、第二十二條の規定にはむしろ賛成するものであります。併しながらそれは飽くまでも保護が民主的に行われることを前提として話でありまして、若し保護の事務に當る市町村長や社会福祉主事が、従来この仕事に専心努めて来たところの有能な民生委員を無視され、協力を拒むといふような事態が起つたときならば、却つて法の趣旨に反することになるという危険がないではないと思ふのであります。その意味におきましては、保護を民主的に行うためには必ず民生委員の協力を求めることとし、民生委員のこの制度に対する熱意を失わしめないうに、施行令その他によつて十二分に注意をされる必要があるのではないかと思ひます。これが第一点でございます。

次に第二点といたしまして、保護の実施機關を都道府県知事とせず市町村長とし、而も市町村長に對しましては「保護を決定し、且つ、実施しなければならぬ」といふうに十九條に明記されております点は、現行の第四條に比較しまして正に一段の進歩であるといふうに考へることができま。更に又補助機關として民生委員の代りに社会福祉主事を以てしたことも、前述の趣旨に基きまして妥當な取扱方であると思へるものであります。この点につきましても問題は、一定の資格を持つ社会福祉主事が果してこの短時日の間に任用され得るかどうかという点において大きな疑問を持たざるを得ないのであります。生活保護の近代化といふ点から申しますと、専門的知識を持つ有給の補助機關の存置が必要であることは疑を容れる余地はないのでありますけれども、現在の実情から見まして有能な社会福祉主事を早急に求めるといふことは極めて困難であると思ひます。恐らく任用の方法を嚴重にいたしませんときには、短時日の教育しか受けないうところの無能な主事が続出したしまして、今日の民生委員について言われる各種の非難以上の非難を生じないとも測り難いと思はれるのであります。特にこの点につきましては第二十七條、第二十八條、更に第六十二條の運用について注意を要すると考へるものであります。従いまして若しき得るならば過渡的に民生委員と社会福祉主事に任用し得るというういふ余地を残すべきではないかと思ひます。併しこれは身分という上から申しましても非常にむづかしい問題であるといふことは分りますが、何らかの過渡的な方法をとる必要があるのではないかと思ひます。以上が第二点でございます。

第三に問題といたしたいのは保護の内容でございます。現行法の下におきましては、御承知のように六大都市におきまして五人世帯の生活扶助費が五千三百七十円といふうになつております。この扶助費は、算定されました昭和二十四年の五月を例に取つて東京都のCPSを見ますと、一万四千二百七十六円四十七銭といふ数字が出ておりますので、CPSの三八%にも當らないといふことがつきりますのであります。勿論この場合には生活扶助費の方は三

十三歳の女世帯を対象として計算され
ておりますのに対して、CPSの
方は各種の世帯を平均したものであり
ますから、これを比較するのは理論的
には正しくないと思うのであります
けれども、併し三八%というこの数字に
つきましては余程の考慮をいたさなけ
ればならないと思ひますし、更に又エ
ンゲル系数は八二%であるという点に
つきまして、これは無視できないとい
ころの重要な問題を含んでゐるのでは
ないかと思ひます。この点におきまし
て法案が住宅扶助を別建とし、補修費
給與の途を開いたこと、更には教育扶
助の制度を設けまして、義務教育制の
完遂を図つておりますことは大いに
多とせなければならぬと思ひるのであ
りますが、問題は特に扶助の内容、それ
の再検討でありまして、この点につ
きましては扶助額の増額が勿論必要で
ございまして、その算定に當りまして
現在のように複雑極まる方式を用いる
ことは、この際やめた方がよいのでは
ないかと思ひます。そうでなければ折
角法案がその三條におきまして「この
法律により保障される最低限度の生活
は、健康で文化的な生活水準を維持す
ることが出来るものでなければならぬ
こと」というふうに規定したとして
も、それは空文に終つてしまふ虞れが
あるからであります。尤もこの点につ
きましては最低賃金制との関係、更に
は失業保険その他の社会保険におきま
すところの給付の大小との関係を考
へなければならぬのであります
が、いづれにいたしましても第三條の
趣旨を十分に徹底せしめるような保護
の内容を持つべきものにして頂きたい
ことを、特にこの際切望してやまな

のでありまして、そういうような條件
を前提といたしまして、この法案に賛
意を表する次第でございまして、以上が
第三点でございます。

次に第四の問題といたしましては、
第三條の趣旨から申しまして、第二條
及び第四條につきましての多少の考
えを述べさせていただきます。と
申しますのは、第二條は無差別平等の
原則を謳つたものでありまして、「す
べて国民は、この法律の定める要件を
満たす限り、この法律による保護を、
無差別平等に受けることができる。」
と規定しておりますが、このことは
第三條の趣旨と矛盾しないであらうか
どうかという点に多少の疑問を持た
ざるを得ないのであります。又第四條に
規定されておりますところの「保護
は、生活に困窮する者が、その利用し
得る資産、能力その他あらゆるもの
を、その最低限度の生活の維持のため
に活用することを要件として行われ
る。」というところを十分に貫徹するた
めの一つの妨げとはならないかと思
ひます。その理由を、
第三條にいたしまして、第四條にい
たしまして、要保護者の主体的な立
場を十分に認識することによつて初め
て、その趣旨が貫徹されるのでありま
して、要保護の根拠が例えば失業とい
うことにあるか、或いは老衰ということ
にあるか、身体障害ということにある
か、更には未亡人ということにあるか
等々によりまして、その扱い方、内容
は異なるべき筈であります。未亡人、身
体障害者等は、單にこれを救済する以
上に授産にまで及ばなければならぬ
のでありまして、特に失業者について
は同様のことが言えるのであります

が、この点について、成る程生活保護
法では生業扶助という制度を従来から
設けております。併しながら無差別平
等の原則がありまして、その生業
扶助の制度というものが十分に活用で
きないようなことになつてゐるのでは
ないかと私は考へるのであります。こ
の点は生活保護法の成り立ちが、軍人
恩給の廃止と関連してゐる点にまで思
ひをいたしますときには、むしろ現在
は思い切つてこの原則を撤廃してしま
う、そしてそれらの要保護の根拠
に基いた安当なところの保護の内容を
規定すべきではないか、若しそうでな
ければ第八條や第九條の活用は困難に
なるのではないか、こういうふうにか
考へるものであります。これと関連し
まして第四條第二項について一言した
いのでございまして、第四條第二項は
「民法に定める扶養義務者の扶養及び
他の法律に定める扶助は、すべてこの
法律による保護に優先して行われるも
のとする。」とあります。更に第七十
七條には「被保護者に対して民法の規
定により扶養の義務を履行しなければ
ならない者があつたときは、その義務の
範囲内において、保護費を支弁した市
町村の長は、その費用の全部又は一部
を、その者から徴収することができ
る。」というふうに決められておりま
す。この点は現在のうちに、国民の大
部分が生活に苦しんでおりますとき
は、余程運用を巧みにしないとその趣
旨に反するようになつてゐる虞れがな
いのではないと思ひるのであります。要
するにこの点につきましては、日本人
の生活形態が個人主義を基調とすべき
か、家族主義の遺産を承継すべきか
の重大問題に関連してゐる問題

は民法の問題にまで触れて行くのであ
りますけれども、生活保護が個人主義
を建前にしてゐるか、家族主義を建前
にしてゐるか、この点において今少し
く検討をしなければならぬのではな
いかと思ひます。以上が第四点でござ
います。

次に第五点といたしまして、医療扶
助について一言いたしたいと思ひま
す。医療扶助につきましては、医療機
関を指定いたしまして、これに医療を
行わしめるのは結構でございますが、
診療方針及び診療報酬については、国
民健康保険又は健康保険のそれによ
ることを第五十二條において規定しな
がら、第五十三條におきまして、「都道
府県知事は、指定医療機関の診療内容
及び診療報酬の請求を随時審査し、且
つ、指定医療機関が前條の規定によつ
て請求することのできる診療報酬の額
を決定することが出来る。」としてお
る。これはどうかと思ひます。その
審査は、むしろこれを国民健康保険や
健康保険の審査機関に代行せしめるの
途を開くべきではないかと思ひます。
そうでありましても、本法による医療
と社会保険の医療との調整が図られ
ないような危険が起つて来るのではな
いかと思ひます。以上が第五点でござ
います。

最後に第六点といたしまして、真に
この制度を救済的な性格から脱却せ
しめようためには、第七條の趣旨をも
つと明確にする必要があるのではない
かと思ひます。第七條は、読み方によ
りましては要保護者は当然に公の扶助
を請求し得る建前を現わしてゐるとも
見られるのであります。又その点は第
六十四條において「被保護者又は保護

の開始若しくは変更の申請をした者
は、市町村長のした保護に関する処分
に対して不服があるときは、その決定
のあつた日から三十日以内、書面をも
つて、当該市町村長を経由し、都道府
県知事の申立をすることが出来る。」
というふうに定めておることによつて
も裏書きされておるようでございます
が、その点をもつと明確に規定いたし
まして、保護が一つの権利であるとい
うことを確認するところまで行かな
ければならないのではないかと思ひま
す。同時にこの点を推し進めて参りま
すならば、保護費のごときは、その全
額を国が負担するというようなところ
にまで行くべきではないかと思ひので
あります。この点につきましては、
地方税制の問題等複雑な関係がござ
いますので、一応は法案に示されてお
るような線でのたし方がないと思ひま
すが、建前といたしましては、全額国が
負担するところまで行くべきで
はないかと思ひるのであります。

以上甚だまとまらない陳述でござ
いまして、生活保護法案につきまし
て、その運用上特に注意すべき点を申
上げまして、法案御審議の御参考に資
したいと思ひ次第でございまして、
○委員長(塚本重蔵君) 以上で……
有難うございました。御質疑ありませ
んか。

○山下義信君 大変有益な御意見を拜
聴いたしました。大体近藤教授の所述
べになりました御意見は私共と全く同
感する点が多々あるわけでありまして、
問題は最低生活の水準をどういう線
で引くかということが、結局問題であ
りまして、而も健康にして文化的な最
低生活の水準とは如何なる水準を言

かということが問題だらうと思うのであります。具体的には、それが只今教授の述べられました生活扶助、その他の扶助の内容になるわけでございまして、この点いろいろ考え方、見方があらうと思うのであります。近藤教授はそういう点、どういふふうに我が国の、いわゆる健康にして文化的な最低生活の水準とは如何なるものを言うかということについてどうお考えになりますか。且つ又その水準の発見の方法は、如何にすればそういう水準を求められるか、調査の方法等につきましてはお考えがあれば承りたいと思ふ。現行の生活扶助の基準の考え方は、御承知のごとく、現実にごん底生活をしてる者の大体の家計の調査をいたしたものを基にして、いろいろ統計経済以来の種々なる資料を基準といたしてゐるものであります。大体只今ごん底生活をしてゐる者の実態を直ぐ捉えて、それを持つて来るということは、必ずしも妥当でないのではないかと、いふようにも考えられます。この際明確に本法の求めておきますような、いわゆる健康にして文化的なる我が国の最低生活の水準というものを、はつきりいたさなければならぬ段階に押し詰められて来ているのであります。例えばよく資料の一つとして出ますCPSの調査も一応の目安であります。併しそれが教授の御承知の通り、これは種々なる家計が含まれてゐるのであります。それが必ずしも一つの基準ともなり得ないとも考えられるのであります。文化費のパーセンテージ等の取り方もいろいろ又考えようによつてはあらうかと思ふので、それらの点をどういふふうにお考えになりますか、御

意見を承りたいと思ひます。
○公述人(近藤文二君) 只今の山下委員からの御質問は、非常に重要な問題でありますと同時に、非常に又むづかしい御質問だと存じます。日本の経済の実態から申しますと、働いてゐるこの労働者の最低賃金ですらも、場合によりましては非常に低いのでございまして、その最低賃金というよりなものと脱み合して生活保護の内容を決めなければならぬ限り、文化的と申しましても、その文化という意味が極めて低いものしか認められ得ないのではないと思ひます。又失業者の生活に対する失業保険金との関係なんかを考えたとき、いろいろとむづかしい問題があると思ふのであります。が、現在の制度において、生活扶助の基準をお定めになつておられます場合に、極端な例をいたしまして、月入浴二回といふような数字が出ておたりしまして、殆んど常識外れの数字があるのではないかと思ひます。従ひましてそういう点を細かに一応再検討して頂くといふことと、それからCPSといふ普通の国民水準におきまところの生活形態の分析を十分いたしまして、その何れかといふような形でなしに、具体的に、現実と結び付きました数字を出して頂きましてならば、今少し違つたものが出来て来るのではないかと、いふふうにお考えになります。先程私が申し上げました言葉の中に、現在非常に複雑な計算をしてゐると申し上げましたが、それは基準の計算のし方が複雑であるからいけないというのではなくて、基準を決めます場合の計算は複雑に当然ならざるを得ないのでございまして、当然めまします場合に、捉えておきます

のが、もう少し簡単なものができるのではないかと、いふ意味で申し上げたのであります。山下委員へのお答えにいたしましては、甚だ抽象的なお答えしかでき得ないのでございまして、基準額を決められました場合にも、いろいろ数字を見せさせて頂きました際に、それが常識では判断が得られないような数字が出ておるような気がいたしましたので、そういう点を御考慮願ひまして、ごん底生活をしておる人々の生活と、それからCPS生活とを引比べて一応の線を出して頂く、そうして最低賃金なり、失業保険の給付なりとの場合のバランスを見まして決めべきではないか、これはむしろ生活費の内容を決めまして、それを前提にして最低賃金なり、更に保険金の給付額なりを決定すべき問題であらうと思ふのであります。生活必需品の方の計算はこれはもう私むづかしいかと思ひます。問題は文化費をどのくらいに割合に取るかといふことにあると思ふのであります。現在のところでは大体二月頃の状態でエンゲル係数は五〇%ぐらいになつておるうちに聞いておりますが、そういう点をも考慮いたしまして、現在のようないくつかの係数は今少し何とかして頂かなくちやならないのではないかと、いふような考えを持つておるわけでありまして、尙細かい点につきましては、数字的な問題になりまして、ここでお答えするだけの資料を持合せておりませんので、他日機会がありましたら述べさせて頂くことにいたしまして、本日はこの程度で御勘弁をお願いしたいと思ひます。
○山下義信君 問題は文化費のパーセンテージだと思うのですが、いろ／

取り方もあるじやないかと思ひますけれども、これも又一つ教授から他日適当の機会にでも承りたいのですが、結局問題は文化費のパーセンテージの問題だと思うのです。CPSに出ておりますのも必ずしも一定ではありませんが、大体まあ一〇%乃至一五%ならばいい方なんでしょう。最近の大阪の商工会議所でお調べになりました昨年の十一月でありましたか労働者の生活調査では五%乃至七%ぐらいの程度に止まつておるようでありまして、その文化費の定め方というものがどうあるべきかということが問題になるじやないかと思ひます。一つ又他日教授から承る機会を得たいと思ひます。
それから民生委員の問題ですが、御指摘がありました。私は民生委員の協力というものは、熱意というものはこれは教授の御指摘の通りに当然熱意を失はせてはなりませんけれども、民生委員の本法の運用に付しての協力の熱意は、必ずしも保護の実施機関の側に立たせなくても、この本法の対象の被保護者の側に立つといふことが大なる転換ではないかと考えるわけでありまして、権限があるから熱意を持つてゐる、権限がなくならぬから熱意が喪失するといふたんじやこれは問題にならぬと思ひます。従つて被保護者の保護の側に立つ、特に保護の申請権、不服の申立権といふことが認められ、被保護者の権利の保護の側に立つといふことに立ちさへすれば、これは必ずしも民生委員に権限がないに拘わらずいわゆる従来のような保護の決定の権限はなくても、十分に民生委員本来の性能というものが発揮できるじやないか、私はかように考えるのであります。その

点どうお考えになりますでしょうか。
○公述人(近藤文二君) 私も、先程申し上げましたように、建前といたしましては、民政委員を協力機関にする方がむしろよいのじやないかといふふうにお考えを承りますが、法律の方は、協力することを求めても求めなくてもよいような書き方になつておられます点につきましては多少の疑問を持つので、これは運用上実際ににおきましては、必ず協力を求められるような民主的なやり方をさせて頂きたい、こゝういふ希望なんぞございまして、それ以外に、今山下委員から御指摘になりましたような、保護を受ける側からの考え方、民生委員の熱意を呼び起すといふその立て方、これは結論で申し上げました保護といふものに対して、権利といふことをはつきりと被保護者が自覚するといふことにかかつておるのでございまして、日本の場合、その点が果してどの点まで明確にされ得るかといふことになりまして、現段階においては、まだ／＼だといふような感じもいたします。で、やはり権利として保護を要求するといふ建前を、もつと法律において明確にして頂きたいといふ希望を持つております。それでございませんと、今御指摘になつたような行き方で、保護を受ける人が果しておるかどうか、建前といたしましては、御指摘のような建前で行くべきではないか、こゝういふ考えでございまして。
○小杉イ子君 私は教授と同じ意見のところは、第二十一條の二項でございまして、「社会福祉主事は、事務吏員をもつて充て、政令の定める資格を有する者の中から任用しなければならぬ」と、こゝういふところは、私はその事

委員の選出に任せられた結果、本法と民生委員法との間に大きなギャップができたという話は一応背けないものではあります。併しながら苟くも民生委員を依頼された方々は、いわゆる当該地方の端的に言つて有力者であり、社会福祉、国民生活安定のために挺身しようとした筈の方々であつたと思います。それが一部のみゆる行き過ぎ、或いは過誤のために、多数善良なる民生委員が同一の非難を受けるということは、今回のごとき思い切つた大幅な改定らしきものを受けることは誠に気の毒なことであると思います。これは監督指導の任に当る都道府県知事

何にルーズであり、実力のないものであつたかということ物を語る証左でありまして、徒らに民生委員のみを責めべきものではないと思います。よつて悪質又は不良の民生委員があるとしめたならば、法の定むるところによりまして再訓練するなり、又は解職なりによつて、醇化すべきであると思うのことであります。このこともせずに、一方的に措置することは、この種事業の實施上に将来に亘る禍根を残すことであると

立てるために嘆わしきものであるといふべきであります。換言しますれば、民生委員の攻勢という言葉を使つていゝか分りませんが、攻勢のために市町村長の側が後退をしたために、行政的手腕によつて窮余の一策を打つたと輕視されても止むを得ないんじゃないかかと思ひます。こと社会福祉、国民生活安定のための全く特異な制度に關しましては、かくのごときことでなく、兩者納得行くように明朗の間にこの解

決を図りたいと念願してやまないものであります。

最後に我々といたしましても、何も旧套に馴染み、或いは法的背景を振りかざして、或いは又面子のためにこれ言うのではありません。要はその日々の生活に喘ぐ百七十万同胞のために、お互いに居住を同じくするこれらの人々の日夜の相談相手として、或いは又杖とも頼む民生委員となつて、いわゆる政府と個人の仲介者としてできる限り面倒を見てやりたいのであります。これが改正案のごとく数において限定された社会福祉主事の手に委ねられたならば、いわゆる痒いところに手の届く援護の手は伸べられないのではないかと危惧するのであります。併しまだ実施もしないうちにとやかく臆測することは杞憂と言われるかも知れませんが、靜かに将来を洞察して、決してこの点は改善案ではないかと思つてあります。又社会福祉主事に被保護者の面々に当らせるといふことは、一種の官僚化とも言うこともできると思つてであります。勿論この主事人物の選定に当りましては、相当に実力のあるものを据えられるといふことは申すまでもなく、その適性には相当の條件があるでありましようが、いずれにいたしましても、民生委員のようないわゆる民間人の持味を発揮することは困難であると思われまふ。又今日まで民生委員に見られたいろ／＼の過が絶対的に起り得ないとは保し難いと思つてあります。又このいわゆる社会福祉主事は転職とか転任とかいふものを顧慮してみなければならぬと思つてあります。このことは被保護者に対しまして困難と不便を強要するのであります。

す。いわゆる居住を同じうする民生委員ならば、これらの点は十分除かれるものであると思ひます。先ず一利一害はあると思ひますけれども、これは正しく民生委員の方が有利でありまして、苟くも困窮者、国民の自立を待望するといふことを見届けるならば、同所に居住する民生委員の方が誠にその趣旨に合うのではないかと、こう考えるのであります。と言ひましても、私はここでこの法案に初めて設置された社会福祉主事に信頼性がないといふのではありません。補助機関からいへば、生活保護法の実施以来過去四ヶ年の尊い経験、実績に鑑みまして、止むを得ざる措置であると考えるのであります。故に先に述べましたごとく、十三万の民生委員、百七十万の被保護者のために、この協力の形式を強化されることを望んでやまないものであります。單なる法文の字句に拘泥するなどは全民連岸常務のお訓しではあります。我々は法文の字句を額面通りに受けることが常道、常識ではないかと思ひます。私は真に謙虚な気持ちで以上申し上げました。過日新聞紙上に、この法案に關する公聴会の公示を見まして、熱心に関心を持たる者は振つて意見を開陳せよという文章を見て即刻申し出たところ、未熟にして田舎の民生委員がこの光榮ある席に出ることができました。私の心は十三万民生委員の、今こそ奮起せよ、代弁者となつて謙虚にこの事情を訴えておるのであります。よりまして法第二十二條は法文を修正されまして、幾多の試練を経て意義ある転換期を迎えられたこの生活保護法

に、從來絶大なる協力を惜しまなかつた民生委員の根本精神を酌みとられ、名実共に世界に冠たる社会保障制度の一環とするべく措置せられんことを念願してやまないものであります。そこで案文の私案といたしましては、市町村長又は社会福祉主事は、市町村長及び社会福祉主事の執行事務の執行については、民生委員の協力を求めなければならぬ、こう一つ考えておるのであります。この微意が採択されるならば、今咲く桜のごとく長く厚生史上に豊かな香りを留めるといふことを確信して疑われないものであります。

誠に難に申上げまして失礼いたしました。これを以て終ります。

○委員長(塚本重蔵君) 次に婦人団体会長さんであられました竹田輝江さんにお願ひいたします。

○公述人(竹田輝江君) 竹田輝江でございます。

この法案は、生活保護法の制度を強化するものであると謂つております。確かに本法案第一條の目的規定は、生活保護制度の基本原則として、現行法第一條に比べて格段の進歩であります。これは国民の最低生活を営む権利を明確にしたことは、本法案第九章で要保護者の保護を受ける権利について今まで曖昧であつたことを明確にしたものと考へます。併しながら本法案の一応立派に整つた定め方にも拘わらず、実施において、基本原則として掲げられた目的が果して達成されるか、十分に達成されるかどうかという疑ひを持ちまして二三その点を挙げて見たいと思ひます。

第一に、この法案は生活保護について余りに包括的にできておるようであ

ります。保護の種類として七種類に定めておりますが、この中の医療扶助、出産扶助については児童福祉法、身体障害者福祉法、それに優生保護法などに規定する保護の医療実施が生活保護法の中に流し込まれて処理されておるというところに、却つてこれら諸法の保護の目的を十分果し得ない場合が生じて参ると思ひます。例えば優生保護法の経済的困難を事由とする人工妊娠中絶の場合におきまして、民生委員の意見書を添付してそうして申請するのですが、手術の実施については、生活保護法の医療保護の水準に照して扶助の限度を別に定めることになつております。そのために経済的な困難を事由とする場合でも、必ずしもその手術費といふものはすべて扶助されるとは限らないので、その手続にからんでいろいろな問題が生じて来て、本来の優生保護法の趣旨を十分達成すると言へなくなる場合があります。更にその申請は、生活保護法による医療保護の申請です。ですから新しく申請するのです。調査やそれから書類の作成などで案外手間取る場合がありまして、決定を待たずに処置する場合も出て参りますが、一度被保護者となると何かもが便利且つ有利に処理される被保護者としてずれの線におる人、それが健氣にも奮闘して死線を守つておる。そういう要保護者には誠に不便にできおるのであります。優生保護審査会費の二百円や、医師の診断書の五十円さへが思案されるくらいのもういふ人達では、その手術前の保護が決定されるというところを一日も早く希望されるのであつて、入院して手術を受けても、費用の問題で安心感がないと、すでに遅れて

民生委員の所へ駆け込むとか、大きな腹を抱えている人が一月もろ／＼している場合が生じて来るのであります。児童福祉法、身体障害者福祉法、殊にそういう場合でもこれとほぼ等しく、生活保護法に依存することが余り多いので、却つてこれら諸法の本来の目的が弱められて来ているかのようになつておると思ひます。東大の整形外科をちよつと覗いてみましても、毎日押付けている患者に果してどれだけの福祉が施されてゐるか、而もその患者には最初からレントゲンとかギプスというようにまとまつた金が入用な筈です。そうして又マツサージなんか毎日通つて一年も二年も通わなければならぬ。そういうふうな問題が医療保護といふ狭いその枠の中でのいわゆる児童福祉法、身体障害者の本来の福祉といふものが何か弱められてゐるやうなことになるのではないかと考へます。そうして又單獨医療扶助の場合は、生活扶助の基準で線を引くために、實際の負担が重過ぎるというやうなことがありまして、支拂が滞つたり又は治療を中止するやうな場合だつて生じて参ります。

次に無差別平等を建前としております。これは結構なんです。併しそのために戦争の生んだ特別の現象として未亡人が我が国には沢山いるのです。その対策としては却つて弱体になつてゐるやうなことがないか。生業扶助、それから教育扶助、住宅扶助などについては、特に特別に留意が必要であると思ひます。それでこれは施設の方に飛びますが、公的な施設でも未亡人に關係ある母子寮、それから授産場、保育所、養老施設等が現在のものではまだ貧弱に過ぎますと思ひます。

次に第二十一條の問題で、保護実施の必要の問題であります。今まで民生委員は全国で十二万五千、民生の事務所の職員に協力して来たことは、何といつても要保護者にとつては便利で手近しい、お役所風ではないし、自分達の生活の中に生活しているだけあつて、親身の取扱を受けるという嬉しさがあつたのであります。民生委員は要保護者の発見や調査が早くて、書類作成手続などを懇切に、手を取つて教へて呉れるというばかりでなく、生活の方針の改善や身の上相談、それから自分の家庭のごた／＼の相談、内職の輪旋相談、質屋通いの相談に至るまで、相手になつて呉れているので、要保護者の事情を最もよく知つていて呉れます。被保護者として取上げて行く場合

まぐ行けば素質、能力、能率等に適任者を選び出せないということはないでしょう。杉並区では三十一名の婦人が選ばれておりまして、その中に婦人団体から推薦された者も多分に含まれていて、非常に熱心に動いております。問題は第一に、選任の方法にあると共に、第二には、その年額五百円というような殆んど無報酬に近い待遇で過重な奉仕を求めて来た点にあると思います。むしろ民生委員の待遇を現在のような常識で考えられないような状況に置かないで、適当に改善して行くことが望ましいと思います。要は法の実際の実施に当る者が、お役所一本になつてはこの保護事業を大變窮乏なものにしますし、窓口が忙しければ調査が遅れる、調査に出れば受附人が變る、時間外は取扱わないというふうに、お役所に免れ難い困難が有給吏員を真のケースワーカーたらしめないであります。本法の目的を十分達成させるためには、民生委員に関するこの規定をもつと積極的たらしめるように修正して欲しいと思います。

ざつとした何で恐縮でしたが、これで終ります。

○委員長(塚本重藏君) 最後に鹽底太学の教授の國乾治氏に公述をお願いいたします。

○公述人(國乾治君) この生活保護法案の提出せられました理由について、幾つかあると思いますが、最後に示されたところによると、社会保障制度審議会から社会保障制度の一環として生活保護制度を急速に改善強化するといふことの勧告があつたためにこの法案をお出しになつたということが書いてございます。社会保障制度審議会が生

積極的に運用し、経済厚生的な施設を拡充し、貧乏自立の機能を發揮するようにならなければならないということ、新たに教育扶助及び住宅扶助の制度を設けるということ、これが保護の内容に關するものであります。それから最後に保護費に關しては、現在の八一、一の負担区分は、地方の負担が過重に失するから、この制度の円滑なる実施に對する障害となつておる。従つて地方負担の軽減を図らなければならないということ、市町村の保護事務を施行するに要する費用の二分の一は、國に於いて負担すべきであるということ、國及び地方公共団体はこの制度の実施に要する必要にして十分なる金額を予算に計上し、且つこれを支出するということ、以上のような内容を持つてゐる勸告を出したのでございますが、その大部分が今回のこの法案に盛り込まれてゐるようによろこばいます。

午前中からの公述人の言葉の中にも何回か繰返されましたが、この法案の第一條の規定、これは最低限度の生活を保障するということと、もう一つその自立を助長するといふ二つの目的を持つてゐるものでございますが、この後の自立を助長するということにもつと力を入れた必要があると考へます。つまり消極面ばかりでなく、積極的にこの法律を運営するといふことが極めて大事であると考えます。單に貧困者を救ふということではないといふことは、この生活保護法の沿革から見ても言えますし、又現在の生活保護法でも一応そういう欠点は除かれてはおりますが、今回のこの改正によつて一層その点をはつきりしたことと考へます。

が、この條文を本當に生かして行くためには、今後出ますところの政令その他によつて、肉付けをし、それを實際に運用して行く面が非常に大事であると考へます。條文について申しますと、第四條に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」ということがございます。これはいわゆる保護の補足性というものでございまして、この場合に資産、能力その他あらゆるものを、活用することが條件であると言へますが、このことを非常に窮乏に突施しますと、最低生活が保障せられないことになりまして、又自立を妨げることにもなつて来ると思ひますから、條文はこのままであつても、その運営については周到な注意が必要であらうと考へます。又そのためにいろいろの規定をするということも必要になつて来ると思ひます。

それから第六條には「要保護」の定義が上つておりますが、この定義は、例へば金銭給付とか現物給付とかという文字が使つてあります。この給付という言葉は、保険学の用語であるが、この場合には普通の保険学で言つておるよりも広い意味に解釈をしなければならぬように考へられますが、ここでも例へば金銭の給付又は貸與とか或いは物品の給付又は貸與、それから医療の給付ということになつておりますが、例へばいろいろの保護施設を利用することもやはり現物給付の中に入れられるものだと考へられます。この要保護の定義は、別段異論はございませぬが、普通の要保護と違つておるとい

うこと、それからちよつと先程言ひましたように、保護施設の利用ということも、若し入れるならばここにはつきり謳つて置く必要がありやしないかと考へられるのであります。私がここで特に興味を感じましたのは、この生活保護法に保険の用語が入つたということ、即ち段々に封建的な、或いは慈善的な制度から自主的な制度に發展して行く過程としてこういうような用語の説明が入つたものだといふように感じたのであります。

それから第二章の第七條でございしますが、これは他の公連人も言つておられますが、申請によつて保護が始まるというのが原則であり、又急迫した状況にある場合には、申請がなくても保護が行われるということになつておりますが、ここで権利であるといふことが尙はつきりしていないように考へられるのであります。で條文をはつきり権利であるといふように明示した方がよろしいものと思ひますのであります。第八條については、「保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の」とございしますが、「その者」と言ひますと、これは要保護者個人の場合であるか、或いは他の條文からも考へられますが、世帯主、或いは世帯全体といふふうには考へるか、はつきりしない点があるのではないかと思ひます。尙その終りの方の部分は「不足を補う程度において行ふものとする」といふものでは、弱過ぎます。従つてこれは「不足分を補はねばならぬ」といふようにしないと、權利たる内容が充實しないように考へられるのであります。その次に第二項は、これも運営について十

分注意をしなければならぬ相当困難な面が含まれておると考へます。即ち、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なのであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ」といふこの條文を生かすについては、周到な注意を要すると思ひます。

第三章の方へ入ると、第十一條の保護の種類は七つでございまして、これは教育扶助、住宅扶助、この二つが、先程申しましたように、社会保障制度、審議会の勧告に基いて加わつておるもので、結構だと考へます。併し、十二條以下に各扶助の程度が規定してございしますが、それはいづれも「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して」といふ同一の言葉で示されておりますが、「困窮のため」といふこの原因が、属人的な、つまり人に属しておる、例へば失業、疾病、傷害、或いは老齢、若しくは身分上の關係で未亡人とか、遺族、遺児といふようなことにともなるかも知れませんが、その外に天災地変による困窮といふような場合には、同様に扶助が行われるといふことをはつきりさせたいものだと思ひますのであります。尙これらの各種の扶助については、例へば同様に困窮と言ひましても、医療扶助を行います場合には、医療扶助の原因が発生し、それに対する新たな出費が加わつたために扶助を必要とするといふ場合があるものであります。言ひ換へますと、平常であるならば困窮してはいないけれども、疾病、傷害といふことのために困窮するといふことも起ると考へますので、ここに單に「困窮のため」云々といふ場合の、その困窮の程度については、各扶助を與えます場合に、十分

運用上の注意が必要と思われまふ。ついでながら申しますと、出産扶助については、従来は看護といふのが上つていたのでありますが、今回は省かれております。これは普通の出産である場合には看護は必要としないといふような建前であらうかと思ひますけれども、入れて置くべきではないかといふようにも考へます。

それから少し飛びまして、第四章の「保護の機関及び実施」であります。実施機関として市町村長が挙げられていますが、その十九條の終りのところに「保護を決定し、且つ、実施しなければならぬ」といふことになつて、これは市町村長の責任だといふことがはつきりしておると考へますが、尙列えは「市町村長の責任」といふような字をここに加えられたならば、もつとはつきりするのではないかとこのように考へます。それから二十一條の補助機関であります。私の考へでは、この二十一條の補助機関は、むしろこれは執行の機関である。つまり十九條が市町村長の責任の規定であり、二十一條がこれを執行する機関であるといふふうに考へたいのであります。従つて「都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助させるため、社会福祉主事を置かなければならぬ」といふのは、「都道府県知事又は市町村長は、この事務を執行するために、社会福祉主事を置かなければならぬ」といふように改めるべきではないかと思ひます。社会福祉主事を新たに設置するといふことについては、私は異論はございませぬが、外の方も言われましたように、早急に有能であるこの福祉主事を求めることが容易ではないと思ひま

す。又一旦そういう主事が得られましても、各地方の詳細な事情に精通しないといふこともあるし、又容易に転任をするといふようなことがあつては、折角の福祉主事が本来の使命を完全に遂行することができないようになるかも知れませんので、この点は十分任用について注意を必要と思ひます。それから、先程来殆んどの方が申されました、二十二條の問題であります。これは協力機関といふよりも、むしろ補助機関といふように改めたいのであります。そして「市町村長又は社会福祉主事から求められたときは」といふのは、これは削除したいのであります。本来の建前として、民生委員はこの生活保護法を施行するに關して協力する、或いは協力といふのが工合が悪いならば、補助するといふやうな意味に持つて参りたいと思ひます。そうして民生委員が行うべき任務は、先程も申し上げましたように、審議会の勧告にもある通り、必要な調査をするとか、或いは意見を具申するとか、或いは生活指導をするといふ点にあるわけでありまして、そうしてこの民生委員をどういふふうにして任命するかといふことでもございしますが、これは公選にするといふ方法もよいかも知れませぬが、又候補者を何人か挙げてその中から市町村長が指名するといふふうな方法でもよろしかろうと考へます。又ある場合には、民生委員が社会福祉主事に任用せられるといふことは、甚だ妙味のある制度であらうと考へます。それから二十七條の指導及び指示であります。これはその二項、三項にも指示はありますけれども、この指導又は指示が非常に嚴重に行われるといふ場

合には、折角の生活保護法の目的とするところが達成せられないというような危険もあるかと考えますので、運用に關して十分注意しなければならんと思うのであります。そうでなければ、最初に申しましたように、消極的な面だけになつてしまつて、積極的な、つまりいわゆるボーダー・ラインから落ちないようにするというような働きにならない場合が起つて参ると考えます。これらの点は條文そのものをどういうふうにして運用するかということに問題があると存じます。

第五章の保護の方法でございますが、この方法に關しては多くの問題はないように考えますが、第六章の保護施設については、第三十八條に保護の種類がいきなり列挙してあります。これについては保護施設とはどういふものかという條文を一つ設けて、はつきりさせて置く必要があるかと考えます。無論第三十八條を見ますと、そういうような列挙せられたものが保護施設であるのだということになるかも知れませんが、別條を設けて、この保護施設を行うところの、設置する或いは運営する責任者が誰であるかというところはつきりさせると共に、その費用負担についてもここで一応触れて置くことがよろしいのではないかと考えます。尙三十九條に「厚生大臣の定める最低の基準以上のものでなければならぬ」ということが書いてあるものであります。このところか、或いは四十條のところにも、もつと例えば國が責任を以て保護施設を行うか、或いは都道府県が保護施設を設置しなければならんということを明瞭に謳つた方がよろしかろうと思ひます。例えばこ

この第四十條では「都道府県は、保護施設を設置することができ、」というようにほんやりしたことになるておりますが、これはもつと義務付けるのがよろしかろうと思ひます。例えば、厚生大臣が必要と認めた場合には、とかいふふうな言葉にしてもよいけれども、都道府県或いは市町村というものが設けなければならん場合がある。という、それを示した方が徹底的であらうと考えます。それからその次の公益法人が設置します保護施設に關してでありますが、第四十一條以下のところには、公益法人の設置したところの保護施設に對しては適用せられる條文と、それからいわゆる公設の、市町村若しくは都道府県が設けたところの保護施設と、それから公益法人にも適用せられる條文と、二つあると思ひますが、その條文をはつきりさせた方がよろしいのではないかと考えます。それから少し飛びまして四十七條の規定であります。「保護施設は、市町村長から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。」というところが書いてあります。これは無論両方の保護施設であらうと考えますが、若しこれを拒絶した場合に、設立の認可取消になることを考えますが、或いはそうならないで、これを反省せしめるような方法を設けた方が、より實際的ではないかと考えております。

それから第七章の「医療機関及び助産機関」についてであります。この診療方針及び診療報酬の決定、つまり五十二條であります。それは國民健康保険なり、或いは健康保険の基準によるといふことにすべきであらうと考

えます。つまり同様の、或いは類似の医療給付が行われるものと、歩調を同一にするという意味からであります。尙飛び／＼に申しますが、六十二條の規定「被保護者は、市町村長が、第三十條第一項但書の規定により、被保護者を收容し、若しくは收容を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七條の規定により、被保護者に對し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従ふなければならない。」というのであります。これも運用の如何によつては非常に危険だと思ひます。危険と言つては少し言い過ぎるかも知れませんが、円滑な保護の実施が行われなくなるといふ危険がございますので、十分に政令その他によつて運用上の注意をしなければならんと考えます。

時間がございせんから少しく飛びますが、第十章の「費用」の問題であります。これについては現行の生活保護法と負担の割合は變つていないように思ひますが、社会保障制度審議會の勧告にもありますように、國の負担を増して地方の負担を軽減するということが必要だろうと考えます。これは配付税と申します。地方税によつて還元するということによつて行われるかも知れませんが、本来の建前として地方の負担を軽減するのが本筋だといふように私共は信ずるものであります。條文にばかり即しまして、而もそれを飛び／＼に申しましたので甚だ難儀なことになつたのであります。若し御質問がございしましたら、尙その時に補足することといたしまして、私の公述を一応これで終ります。

○委員長(塚本重藏君) 有難うございました。○山下義信君 國先生から大変詳細に、而も逐條に亘つて重要な点を指摘して頂き誠に有益な示唆を與えられ有難く思ふのであります。先生はどうお考えになりますか。この第二十二條を皆さんが問題にしておいでになるのであります。私は率直に言つて第二十二條の、これは尙別の意味での民生委員の在り方についても十分に規定するということ等とは、私自身の見解もございすけれども、一応この法律の骨子を是認した以上は、この法律の新しい骨子に基いての運用という上立つて見ますという、民生委員の方々の十分なお力、御努力を期待するについては、少しも私はこの條文の表現で補足するところはないと考へるのであります。これは先生はどうお考えになりますか。それはただ、求められたときは協力するものとするというふうな、單一條のうちの一句を寸断してとりましますと、極めて消極的な微温的なようにとれまして、何だか要らんような扱いにされたように見えますけれども、併し率直に公平にこの文章を眺めたときに、この中には重大なものが含まれておるといふことを私は思ふのであります。殊に私の見逃すことのできないと言ひますのは、市町村長及び社会福祉主事の行う保護事務については書いてない「保護事務の執行」と書いてある。市町村長の行う保護事務の執行について、協力するところ、これは單なる意見を求めるのではなく、單なる手伝いを頼むというだけであらう、場合によつては市町村長の行うところを代行させる場合があるかも知れない。社会福祉主事のいないところにおいては、皆さんが非常に心配されてますが、社会福祉主事の数が少なくても十分にその措置が行届かないところにおきましては、社会福祉主事の行う仕事をやつて貰ふなければならんかも知れんといふことまでも、私はこの法律の文章には含まれておるよう思ふのであります。

○公述人(國乾治君) 「求められたときは」といふことが、非常に消極的な響きで、他の方はどういふふうにお考えになりますか。求められなければやれないのだという、市町村長或いは社会福祉主事が求めなかつたならば、積極的に協力できない。消極的な協力というふうなこの文面では響くのですけれども。○山下義信君 私は教授が先程指摘されましたように、民生委員のいわゆる特殊な仕事としての在り方についての積極的活動は、市町村長に求められようが求められませんが、自由自在になし得る余地が十分あると思ふ。求められたいときは、市町村長の権限が、社会福祉主事の権限が或る程度まで民生委員の手伝いを頼もうといふときであります。市町村長が求めないのにこの責任が法律上に負わされてない。民生委員が一つの執行事務に干渉するといふことは、私はその責任の分野を明白にする上には如何かと思ふ。この「求められたとき」といふのは、輕いただ手伝いという程度で求めるのではなく、相当重要な仕事を頼むときで、即ち市町村長の責任の範囲内、これを頼むときがありましますから、「求める」といふときとなくちやならんのではないかと、こゝ條文が解釈できないかと思ひますが、教授はそうお取

になりますか。

○公述人(國乾治君) 山下さんのおつしやる意味だつたら結構だと思ひます。まあ責任を持たせないと十分に活動しない、責任を與えないと協力がしにくいというふうな実情になるのじやないですか。

○山下義信君 それから問題は、教授も御指摘になりましたようにボーダー・ラインの点については、本法は極めて遠慮されてあります。微温的な性格の点であります。これは私思うのであります。教授の御意見を伺うのですが、居宅保護と收容保護、先程給付という言葉でおほめになりまして、私も同感であります。收容という古い字句を使つたところもあつたかと思ひますが、その收容保護の建前です。收容保護と居宅保護の本質と云ひますか、その保護のやり方が、若し違へることができたら、この居宅保護を中心とする、そればかりの保護法ならば、全く生活保障の我々に期待するようになり得るのじやないか。いわゆる收容保護というものの保護をする範囲、程度というものが居宅保護と全く同一の水準を以て生活保障の程度に飛躍し得られるかどうかという点なのですが、これは諸外国の事例などは如何でしょうか。多少その間に差があるのじやないかと思ひます。

○山下義信君 それを一律にしようとするところに、そこに少し無理な点があり、不十分な点があるのじやないかと思ひます。現状としては止むを得ないだらうと思ひます。

○公述人(國乾治君) 併し全体から言つてこの法案が非常に進歩的で、もう一步進めば社会保障の一基幹というふうなものになるのじやないかと私は非常に光明を持つて見ておるのです。

○山下義信君 私も非常に思つたよりもより以上によくできていると思つておるのですが、殊に段々いちらの御不満な方面もあるかも知れませんが、要保護者の権利がはつきりと本法で認められてあります。この権利を正當に行使しますれば、市町村長の責任が明確にせられたこの本法の建前で、民生委員の権限を持つた行動というものがどの程度できるかという問題ですね。これは鈴木さんどうですか。今までは要保護者に権利がなかつた、市町村長の権限と言ひますが、むしろ市町村長の義務というものが極めて曖昧でありました。従つて民生委員の方に或る程度まで権限を持つて頂かなければ、要保護者の保護も十分できません。市町村長の保護の義務も不完全でございますから、それを補助して、うんと尻を叩いて貰わねばならん仕事の分野がありました。併しならがら要保護者の権利がしつかりと確立され、市町村長の義務も法律でしつかりと謳われました以上は、民生委員の方がその中間で権限を持つて保護者の臨む、権限を持つて市町村長の一部のお仕事をなされる余地は、この法律上

です。法律の建前から幾分かお荷物が軽くなつたのではないかと思ひます。その軽くなつただけでは今度は要保護者の権利の保護の立場にお立ちになつて、そうして不服のある者は、不服申立の代理人になる。それから要保護者の必要な者には保護の申請の代理をもつてやるがいい。ですから弁護士のような仕事と言ひますが、代理人のよくな仕事と言ひますが、そういうお仕事が、いわゆる斡旋のお仕事がうんとあつて、少しも民生委員の仕事は私は減らない、ただ形において何か一つの権利を持つておつたような方が少しく方法が変つただけで、むしろ要保護者の権利を擁護し、市町村長の義務を履行させるために御奔走をして頂く、氣を付けて頂く場面が非常に、法律を完全に行つた上において、民間の有志として動いて頂くことが非常に重大になつて来た、こう私は思ひますが、鈴木さんどうお考えになりますか。

○公述人(鈴木寛一君) 先程近藤教授に對して、山下委員は要保護者の味方になれ、ということをおつしやいまして、今重ねて伺つたのであります。誠にそうでありませう。この方面におきましては我々は軽くなつたことと考へます。併しなればいよいよお話をまとめて行きます。そういう面は決して軽くなつておりません。ただ法文が誰にも分り易く書かれるのが法文の趣旨だと思ひます。今御説明を聞きますと、執行機関に携はるのだから重大であるというお話を聞けば、誠に我々は安心するのであります。誰に、誰にも分る法文、簡単に知つて、誰れでも分る法文であるならば我々はこれを了

とするのであります。先程私が申し上げました字句に拘泥するなと思ひまして、まあ一般に字句に拘泥するのが當然であります。御立案になつた方々の精神を受入れ、我々の精神にびつたりさえすればここに異存はないのであります。

○山下義信君 私のお尋ねの仕方がまづかつたかも知れませんが、この法律の上で、このたびの改正法のこの法律の上で、民生委員としてどういふ仕事をしたいとお考えになるのですか。率直に言うて、どういふ仕事をするようにこの法律で書いて貰いたいという御希望ですか。

○公述人(鈴木寛一君) 職務であります。○山下義信君 民生委員のなされる仕事ですね。

○公述人(鈴木寛一君) その仕事は民生委員法に書いてありますから、書いて貰ふ必要はないと思ひます。

○山下義信君 いや……

○公述人(鈴木寛一君) 関係だけを書いて貰へばいいのです。

○山下義信君 従来通りのお仕事を希望せられる、こういうわけですか。

○公述人(鈴木寛一君) そうであります。

○山下義信君 それはやはり保護の決定やいろ／＼な、このたびの法律で市町村長のなすべきことになりました。それらの仕事を、従来はいろ／＼として頂いておるのであります。その通りをやはり依然としてやろう、こういうお考えですか。

○公述人(鈴木寛一君) 先程いわゆる勧告案の程度で、私もこれは言い過ぎましたが、勧告案に示されたあの案の内容と云ひますか、そのくらいのいわゆる職務をやることで結構だと思ひます。

○小杉イ子君 國教授に伺ひますが、國教授は第二十二條を字句を改正するくらいにふだんお考えになつていないかと思ひます。それはなぜかと申しますと、すでに二十一條の三項におきまして、丁度社会福祉主事のすべての権利というものは大分落ちておるわけでありませう。それでありませうからかも知れませんが、これは第二十二條ですが「民生委員法に定める民生委員は、市町村長又は社会福祉主事から求められたときは、市町村長及び社会福祉主事の行う保護事務の執行について、これに協力するものとする。」、こう書いてあるのですが「求められたときは」という言葉は誠にこうおとりになるだらうと思ひます。如何に民主主義とは言ひながら、言葉が余りにも目下に対する非民主的の言葉であつて、協力をして貰わなければならんことであるならばもう少し……如何に法文とは言ひながらもう少しやさしい言葉がありそうなのだが、私はこう思ひます。警察でもすべしという文句を書くところでもしもしようと書く今日になつておる。それを法文とは言ひながら、これは余りに分らない言葉ではない、分り過ぎてゐるけれども、併し余りに見下げた文句である、私はこう思ひますので、國先生にいいところを言つて頂いたと思つたのですが……

○公述人(國乾治君) 全くお答えにはならんかと思ひますが、私は社会福祉主事というものが執行機関で、それらの補助機関として例えば民生委員会と

いうものがあれば、民生委員会というものを設けて、そこで当然の職務として求められなくても一緒にたつてやるのだ。つまりそういう組織がございませんけれども、民生委員会或いは民生委員協議会というものがあれば、それと社会福祉主事というものが表裏一体となつて協力してこれを動かして行くようにしたらどうかというところなのでありますから、だから求められなくても当然やるということなのです。先程山下委員からおつしやられた意味はよく分るのですけれども、意味がちよつと違ふので……

○井上なつゑ君 竹田さんにお伺いたしたいと思いますが、要保護者の中に、御承知のように数十万と申しましたようか、未亡人の方もいろいろございまして、それが又大変に人口問題についての優生保護の方面から人工妊娠中絶、婦人達のことを大変に御心配下さつておられますのでございしますが、この法律が若し実施されるようになりましたら、今問題になつておりますところの補助機関でございしますところの福祉主事の問題でございします、主事でございしますね、この主事問題でございしますが、この主事はこの法律によつて初めてできるものでございします。この要保護者の中に婦人が沢山おりますので、結局主事の中にも何パーセントかの婦人を持たなくちゃならないと思うのでございしますが、(結構)と呼ぶ者あり)これはどのくらい程のパーセントで主事の中に婦人がいたらよろしいとお考えになりますでしょうか。それとも一つは婦人が主事になるような教育を受ける見通しはどんなものでございしますか。現在の民生委

員をしておられるような方が特別の教育を受けられるというような見込みはございしますか。三十何名の婦人の民生委員がおられるというお話でございしますが……

○公述人(竹田輝江君) 大休民生委員は二年乃至三年勉強してなられますのでありますから、優秀な方は別に学校にお入りになつて特に勉強なさらないでも直ぐその任に当られることは思ひます。併し福祉主事を置くのには私は反対いたして、現在の民生委員の在り方というふうな、協議会によつてすべてを決定する権限が持たれるというふうなことに私は賛成しておるものでございしますから……

○井上なつゑ君 あなたは主事に反対でいらつしやいますけれども、若しこれが実現されましたら、やはり婦人も沢山要保護者の中にいるのでございしますので婦人の主事も必要だと思ひますが、そういう場合にどれくらい程婦人がおつたらよろしいとお考えになりますでしょうか。

○公述人(竹田輝江君) そうでございしますね、どのくらい程と申上げていまして、今のところ杉並区には民生委員が三分の一のおるのです。でありますから先ず三分の一くらいは、半分とまでいいたいくところですが、そのくらいに進出したらどうかと考えますけれども……

○委員長(塚本重蔵君) 本日は公述人の方が我が委員会の生活保護法審議のためにいろいろと有益な意見をお聞かせ下さいまして有難うございました。今後の審議に益するところが非常に多かつたと思つております。委員の間に

おきましてよく皆さんの御意見を更に検討を加えまして善処して行きたいと考へる次第であります。厚くお礼を申し上げます。

これを以つて公聴会を終ります。

午後三時五十四分散会

出席者は左の通り。

委員長 塚本 重蔵君

理事 藤森 眞治君

委員 中平常太郎君

山下 義信君

石原幹市郎君

草葉 隆圓君

谷口彌三郎君

井上なつゑ君

小杉 イマ君

穂積眞六郎君

政府委員 厚生事務官 木村忠二郎君

(社会局長) 厚生事務局 小山進次郎君

(社会局長) 厚生事務局 保護課長

公述人 日本医師会代表 松本 隆文君

日本療養所患者 萩原 松治君

同理事長 澤田 榮一君

大阪商科 近藤 文二君

民生委員 鈴木 寛一君

婦人団体会長 竹田 輝江君

慶応義塾 大学教授 乾治君

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一六八四号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第一六九〇号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関する請願(第一六九二号)

一、青少年飲酒防止法制定反対に関する請願(第一六九三号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一六九八号)

一、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法改正反対に関する請願(第一七〇五号)

一、あん摩術営業法制定反対に関する請願(第一七〇六号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七一六号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七一七号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七一八号)

一、看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願(第一七一九号)

一、看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願(第一七二〇号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七二八号)

一、青少年飲酒防止法制定に関する請願(第一七三三号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七三四号)

一、身体障害者福祉法中一部改正に関する請願(第一七四〇号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七四一号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七四二号)

一、生活保護法改正反対に関する請願(第一七四六号)

一、引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願(第一七五七号)

一、新規観光ホテル建設敷地変更に関する請願(第一七六四号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七六五号)

一、広島県帝釈峡および道後、比婆岡山一帯を準国立公園に指定の請願(第一七六九号)

一、国民健康保険給付国庫補助に関する請願(第一七八〇号)

一、未復者給與法等一部改正に関する請願(第一七八四号)

一、外地引揚歯科医師に国内歯科医師免許の陳情(第二八七号)

一、引揚医師の国家試験受験回数制限緩和等に関する陳情(第二九〇号)

一、生活保護法改正反対に関する陳情(第二九二一号)

第一六五九号 昭和二十五年三月十二日受理

青少年飲酒防止法制定に関する請願(二通)

請願者 福井市松ヶ枝町一、二

紹介議員 浜野義雄外六百一名

紹介議員 塚本重蔵君

心身發育の完成期にあり、人生一代の最重要期にある青少年を酒害から護り、飲酒の悪へきを未然に防ぐことは、新日本将来の進展上極めて緊要の施策であるから、さきに制定された未成年飲酒禁止法の趣旨をさらに拡大強化し、満二十歳以上満二十五歳未満を適用年齢とする青少年飲酒防止法をすみやかに

に制定せられたいとの請願。

第一六八四号 昭和二十五年三月二十三日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 長崎県大村市上久原国立大村病院患者療友会

内 松本安治郎外百十八名

紹介議員 藤野繁雄君

さきに未復員者給與法が改正されたことは、戦傷者にとつて喜ばしいことであるが、従来傷病恩給等の受給者は折角の恩典から除外されており、今後もし引き続き療養を要する者の多くは、現在の不安な生活のため療養費の負担も非常に困難であるから、療養の万全を期すために、恩給等受給者も同法の適用を受けられるよう未復員者給與法ならびに恩給法の一部を改正せられたいとの請願。

第一六九〇号 昭和二十五年三月二十三日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 石川県能美郡寺井野町

山田重次外三千八百七十七名

紹介議員 中川幸平君

第五国会に衆参両院及び遺族援護に關して決議されたことは、遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は、心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金の支給、(二)戦没者に対する慰電行事の一般文民同様の取扱方、(三)未亡人、遺児の就職あつせん、(四)授産所、

母子寮保育所の増設、(五)遺家族子女に対する育英資金制度優先利用、(六)生業資金制度の拡充等遺家族援護厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第一六九一号 昭和二十五年三月二十三日受理

青少年飲酒防止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 熊本市島崎町一六六ノ

一 下田理平太外百九十六名

紹介議員 駒井藤平君

飲酒は疲労をいやし、日常生活にうるおいを與えるもので、適度に愛用すれば決して弊害を伴うものでないから、青少年飲酒防止法の制定に反対するとの請願。

第一六九二号 昭和二十五年三月二十三日受理

青少年飲酒防止法制定反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県中郡秦野町

二、四五〇 岩本宝蔵外九百二十二名

紹介議員 柏木庫治君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一六九三号 昭和二十五年三月二十三日受理

青少年飲酒防止法制定反対に関する請願(三通)

請願者 長野市妻科 北村源志

外五百四十二名

紹介議員 小林三郎君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

じである。

第一六九八号 昭和二十五年三月二十三日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 長野県松本市旭町国立松本病院患者自治会内

水野雅司外百五十名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七〇五号 昭和二十五年三月二十四日受理

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法改正反対に関する請願

請願者 福岡県三潁郡川口村大字新田一、三七三ノ二

竜善太郎外十四名

紹介議員 塚本重蔵君

今国会に提出を予定されているあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法改正案は、全国十余万の業者中、会員わずか二万足らずのはり、きゆう連盟の一部代表者によつて決定されたもので、大部分の業者は改正には反対しているから、本改正案を提案を中止せられたいとの請願。

第一七〇六号 昭和二十五年三月二十四日受理

あん摩營業法制定反対に関する請願

請願者 奈良県南葛城郡御所町

一、三三三 田中富雄外七十八名

紹介議員 塚本重蔵君

今同提案されるあん摩營業法案が通過施行されると、比較的簡易に資格を

獲得することができ結果未熟不良業者の濫出となり、大衆の衛生上憂慮すべき事態の発生は必定であるとも、一般民衆に対し現業者の大部分を占めている盲人の治療水準の低下の觀念を與え、かえつて盲人保護の主旨に反する結果となるから、本法案の通過を阻止せられたいとの請願。

第一七一六号 昭和二十五年三月二十四日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 東京都目黒区大原町

一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内 小田島健二郎外百五十一名

紹介議員 宇都宮登君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七一七号 昭和二十五年三月二十四日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 広島県福山市御門町国立福山病院患者醇和会

内 折口静夫外八十八名

紹介議員 山下義信君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七一八号 昭和二十五年三月二十四日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願(四通)

請願者 東京都目黒区大原町

一、二二四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内 小泉鋭次外七百二十九名

紹介議員 小杉イヅ君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七一九号 昭和二十五年三月二十四日受理

看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

請願者 千葉市亥鼻町三一三千葉大学医学部附属病院内 淡路きん外九十名

紹介議員 藤森眞治君 井上なつゑ君 塚本重蔵君

医師、歯科医師、薬剤師等は、新制度による国家試験合格者と旧制度によるものとの間に何等の差別もされておらないのであるから、看護婦資格既得権者に対しても、国家試験を免除され、これに代る補習教育制度を設けて、終了者に対し甲種看護婦資格を認められたいとの請願。

第一七二〇号 昭和二十五年三月二十四日受理

看護婦資格既得権者に甲種看護婦国家試験免除の請願

請願者 千葉県内日本助看護保協会千葉支部内 山本テイ外百六十名

紹介議員 井上なつゑ君

この請願の趣旨は、第一七一九号と同じである。

第一七二八号 昭和二十五年三月二十四日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 東京都目黒区大原町

一、二四四国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟内 小泉鏡治

紹介議員 井上なつあ君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七三二号 昭和二十五年三月二十五日受理

青少年飲酒禁止法制定に関する請願

請願者 北海道岩内郡前田村

山本精一外五百七十六名

紹介議員 木下源吾君

この請願の趣旨は、第一六五九号と同じである。

第一七三四号 昭和二十五年三月二十五日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町

国立栃木病院患者自治会内 吉野松五郎外三百七十四名

紹介議員 大島定吉君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七四〇号 昭和二十五年三月二十七日受理

身体障害者福祉法中一部改正に関する請願

請願者 東京都目黒区大原町

一、二二四国立東京第一

二病院内全国国立病院患者同盟内 小泉鏡治

外一名

紹介議員 井上なつあ君

身体障害者福祉法がきたる四月一日より実施されるが同法は、(一)税金の全面的控除、(二)内部疾患患者に対する福祉援護、(三)更生訓練所ならびに現行授産場の強化、(四)生業資金の特別貸付、(五)鉄道無賃乗車の措置、(六)住宅の保証あつせん等について幾多の改正を要する点があるから、社会政策上各項目を再検討されて、適切な改正を行わねばならぬとの請願。

第一七四一号 昭和二十五年三月二十七日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願(八通)

請願者 東京都目黒区大原町

一、二四四国立東京第二病院患者自治会内

村上健吾外五百五十七名

紹介議員 井上なつあ君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七四二号 昭和二十五年三月二十七日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町国立山中病院患者自治会内

浅野敏雄外五百四十五名

紹介議員 林屋龜次郎君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七四六号 昭和二十五年三月二十七日受理

生活保護法改正反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山町九六六保生園内

田中幸太郎外百十四名

紹介議員 細川嘉六君

今次国会に提出された生活保護法改正案が成立すると、被保護者はもろく、新たに保護を受けようとする療養者の生活をますます不安に陥れる結果となるから本改正法案を取り下げられ、むしろ査定規程額を引き上げられたいとの請願。

第一七五七号 昭和二十五年三月二十七日受理

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願

請願者 山形県南村山郡堀田村

神村敏

紹介議員 北條秀一君

引揚医師に対する国家試験は二回に制限されているが、失職により生活力がなく医学書等の購入ができなかつたこと等が原因して、既に二回不合格となつた者にとつて、生活の途を立てるためにはどうしても長年休得した技能を生ず職業を選ぶ以外にないから、是非共試験回数を増加せられたいとの請願。

第一七六四号 昭和二十五年三月二十七日受理

新規観光ホテル建設敷地変更に関する請願

請願者 東京都中央区銀座六ノ四交詢ビル二一九号皇居前保存協会内

岩隈

虎雄
大隈信幸君 山田節男
君 黒川武雄君 岡本
愛祐君 國井淳一君
千田正君

皇居前にアメリカ資本によつて大観光ホテルが建てられるという記事が最近の都内の各新聞紙上に掲載されたが、皇居前広場は平和的文化国家建設の精神的オアシスであり、日本国民全体の広場である。ここに商業的の建物を建てることはすべてがぶち壊しであるから、日米永遠の友き上からも慎重熟慮されて観光ホテル敷地を他の適当な地に選定されたいとの請願。

第一七六五号 昭和二十五年三月二十七日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市和合町一五四国立浜松病院患者自治会内

山下徳一外百十六名

紹介議員 寺尾博君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七六九号 昭和二十五年三月二十八日受理

広島県帝釈峠および道後、比婆両山一帯を準国立公園に指定の請願

請願者 広島県神石郡永渡村長

赤木穠外三十名

紹介議員 浅田信夫君

地質学上、植物学上世界にまれな特質を有する広島県立公園帝釈峠および道後、比婆両山一帯を国立公園法により準国立公園に指定せられて、学術的、

科学的に世界にも少いこの史跡天然記念物を国家において保護保存せられたいとの請願。

第一七八〇号 昭和二十五年三月二十八日受理

国民健康保険給付国庫補助に関する請願

請願者 福島県議會議長 蓮沼竜輔

紹介議員 橋本萬右衛門君

国民健康保険の発達は社会保障制度確立の前提として最も緊切な問題であるにもかかわらず、現下市町村財政の事情によりその経営は極めて不振であることは、はなはだ遺憾であるからこの種制度の完全なる運営を期するため、各保険者に対しその保険給付に要する費用の少くとも五十パーセントを国庫負担とせられたいとの請願

第一七八四号 昭和二十五年三月二十八日受理

未復員者給與法等一部改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下厨川国立盛岡病院患者自治会内

關村三郎外三百二十八名

紹介議員 千田正君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第二八七号 昭和二十五年三月二十二日受理

外地引揚齒科医師に国内齒科医師免許の陳情(十四通)

陳情者 神奈川県平塚市平塚新宿

一四九 梅田義雄外十

三名

外地引揚歯科医師に対しては、国民医療法施行特例によつて、簡単に国内歯科医師免許状を下付されていたのであるが、昭和二十三年の改正以来学課試験があるため、多くの不合格者が出てゐるのは、その取扱が不平等となるばかりでなく、既得者、基本的人権を侵害し、憲法に違反する等、不合理な点が多いから、外地引揚限地歯科医師に對しては、国民医療法施行特例制定當時同様、詮衡と口頭、試験によつて、国内歯科医師免許状を下附せられたいとの陳情。

第二九〇号 昭和二十五年三月二十

二日受理

引揚医師の國家試験受験回数制限緩和等に関する陳情

陳情者 熊本県玉名郡鍋村下沖洲

宇野岱山

現在行われている引揚医師に対する國家試験は実に嚴格で困つてゐる者が多いから、引揚医師に対する國家試験受験回数を、昭和二十七年まで何回でも受験せしめること、合格科目の保留制を設けること、合格率を高くすること等の処置をとられたいとの陳情。

第二九一号 昭和二十五年三月二十

二日受理

生活保護法改正反對に関する陳情（二十一通）

陳情者 東京都練馬区石神井谷原

町一ノ五六二富士見丘靜

風莊療養所内 關篤子外

二十名

今国会に提出されている生活保護法改正案によると、療養費の半減、保護打

切り極限の各施設長への移譲等長期患者の犠牲が大きいかから、かかる改正は取り止められたいとの陳情。